

## 第 2 章 全体構想編

---



## 2-1. 都市づくりの理念と目標

上位関連計画、本市の現況及び市民意向から見える都市づくりの課題や歴史、文化などを踏まえ、本計画の理念・目標を定めます。

### 都市づくりの理念

**海を基軸とした自然と文化が調和する**

**交流拠点都市・西之表**

本市を取り巻く環境は大きく変化している一方で、熊毛地域の中心拠点として、また海を基軸とした交流都市としての機能は、本市及び種子島地域全体の発展に向けて継続して担うべき重要な役割です。また、本市の文化や魅力を彩る自然環境をはじめとした基層（本市を構成する骨格的要素）は、これからも継続的に市民や地域と連携しながら守るべき重要な資源です。このため、第2次西之表市都市計画マスタープラン\*においても、第1次西之表市都市計画マスタープラン\*の都市づくりの理念を踏襲します。

### （補足）その他上位関連計画の方向性

第6次西之表市長 期振興計画（H30）	<b>「人・自然・文化一島の宝が育つまち」</b> ○くらし分野：地域の力で安心・安全な「まち」をつくり、「くらし」を支える ○しごと分野：地域の資源を生かした魅力ある「なりわい」で、豊かな「まち」をつくる ○ひと分野：生涯にわたり健康で、いきいきと輝く「ひと」が育ち、互いに支え合う「まち」をつくる ○ぎょうせい分野：ともに「まち」をつくる（行政力の向上）
都市計画区域マス タープラン*（H16）	<b>「海を基軸とした自然と文化が調和する交流拠点都市・西之表」</b> ○他地域と連携強化できる快適で利便性の高いまちづくり ○都市機能を充実して、賑わいのあるまちづくり ○安心して暮らせる魅力のあるまちづくり ○海・河川・緑の自然と歴史を感じられるまちづくり
西之表市立地適正 化計画*（R4）	<b>「海を基軸とした自然と文化が調和する交流拠点都市・西之表」</b> ○行財政や都市活動の効率化に資するコンパクトなまちづくりの推進 ○港、海の玄関口としての中心商店街の再生、都市活力や賑わいを創出し産業の活性化を実現する都市機能誘導 ○生活利便を相互に補完するとともに、高齢者などの交通弱者の移動を支える公共交通ネットワークと一体となった都市構造の構築

## 都市づくりの目標

### 基本目標① 守り・活用する

#### 西之表市の基層（骨格）となる自然・文化伝統を継承するまち

- 本市の基層となる自然環境の保全（コンパクトなまちづくりの実現に向けた用途地域\*外の自然環境の保全）
- 都市の特性を支え、観光産業をはじめ、賑わい・稼ぐを創出する自然資源・文化財の保全と活用
- 経済、社会、環境が調和した持続可能な（SDGs\*を踏襲した）まちづくり

### 基本目標② つくる・つくりかえる（再編）

#### 西之表市の持続可能性を実現するまち

- コンパクトなまちづくりを誘導する土地利用コントロール
- コンパクトなまちづくりを実現する、交通ネットワークの再構築
- 高齢者をはじめ、誰もが住みよさを感じるまちづくり
- 限りある財源の中で、効率的・効果的な都市機能の集積・複合利用や都市施設\*の統廃合（見直しを含む）
- Society5.0\*等をはじめ、新たな技術の導入・活用による効率的（持続可能、高齢者が住みよい）なまちづくり

### 基本目標③ 育てる・高める

#### 中心商店街を核に活力や賑わいが高まるまち

- 多様な機能や人やもの・ことが集まり、つながるまちづくり（観光、交流人口（関係人口）を踏まえたまちづくり）
- 港まちづくり、観光などとの連携による中心商店街の再生
- 歩いて楽しいまちづくり（中心市街地の回遊性の向上）

### 基本目標④ 安心・安全・快適

#### 安心して住み続けられるまち

- 災害に強く、どの地域でも住み続けられる安全・安心なまちづくり
- ユニバーサルデザイン\*に配慮したみんなにやさしいまちづくり
- 子どもが安心・安全・快適に育つまち（子育て支援、若い人の定住）

### 基本目標⑤ 協働

#### 様々な主体がつながり・協力しあうまち

- 市民・地域コミュニティ・行政との協働によるまちづくり
- 官民連携手法の導入
- 市民や事業者などの主体的な取組への支援

<参考:第1次西之表市都市計画マスターplanで示された基本目標>

i .他地域と連携強化できる快適で利便性の高いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊毛地域の<u>中心都市</u>として、陸、海、空からの<u>交通機能を連携強化</u>し、<u>住んでいる人、訪れる人にとって「すごしやすいまち」</u>をつくる。</li> <li>そのために、交通広場や他地域間等を結ぶ国道 58 号をはじめとする<u>幹線道路網と駐車場の整備促進</u>を図り、<u>快適で利便性の高いまち</u>を目指す。</li> </ul>
ii .都市機能を充実して、賑わいのあるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通体系の整備により、広域的な<u>人・物の交流が活発</u>になることが予想される。</li> <li>これに伴い広域交流基盤の整備に合わせ、<u>海の玄関口としての中心商店街の再生、景観に考慮</u>した行政機関と一体となった<u>新しい街の整備、回遊性のある楽しい快適な街の整備</u>を促進し、活気あふれる「<u>にぎわいのある</u>」まちづくりを目指す。</li> </ul>
iii .安心して暮らせる魅力のあるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>少子高齢社会において暮らしやすくするために「<u>バリアフリー*</u>のまち」や、海と山に囲まれ自然災害が発生しやすい地形であるため「<u>災害に強いまち</u>」をつくり、<u>誰もが安心して暮らせる魅力あるまちづくり</u>を目指す。</li> </ul>
iv .海・河川・緑の自然と歴史を感じられるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>本区域は海岸や河川等の自然環境に恵まれていることから、「<u>海や緑を感じるまち</u>」、「<u>馬毛島の夕陽や星の眺められるまち</u>」として保全、整備すると共に、種子島家にまつわる寺社や祭り、史跡等が数多く残されていることを生かし「<u>歴史を感じられるまち</u>」のまちづくりを目指す。</li> </ul>

## 2-2. 都市づくりの将来像(将来都市構造)

### 1. 将来都市構造の考え方

将来都市構造では、本市の都市計画区域\*を対象として、生活や産業の中心となる拠点を設定します。あわせて、設定した拠点や都市計画区域\*外の集落地域の拠点、周辺市町村と連携するための軸・ネットワークを設定します。また、拠点・軸の特性に沿った将来の土地利用を勘案したゾーンを設定します。

### 2. 将来都市構造

#### (1) 拠点

##### ○設定の考え方

- 都市活動の中心的な場であり、それぞれの特性に応じて各種機能を集積する地区を拠点として設定します。
- 行政、産業、観光などの核となる機能をもった地区、地域生活サービスの核となる地区を拠点として設定します。

拠点名	地域・施設名	位置付け
都市中心核 (まちなかゾーン) 	東町・西町	本市の中心商店街を中心として、隣接する海の玄関口・西之表港並びに歴史・文化の集積する赤尾木城跡周辺と連携し、まちの賑わいを形成する核
中心拠点 	東町 西町 天神町	多様な都市機能施設が集積し、本市の社会経済活動、市民生活の中心となる拠点
副中心拠点 	下西地域	広域行政施設が立地し、一定程度の生活利便施設が集積し緊急時などには中心拠点の機能を補完する拠点
地域拠点 	榕城小学校 下西小学校周辺	都市計画区域*内において建物などが集積し、市民の日常的な生活の中心となる拠点
観光・交流拠点 	西之表港 (中央地区)	離島である本市において他都市との交流を支える海の玄関口であり、来訪者と市民が最初にふれる拠点
流通・業務拠点 	西之表港 (洲之崎地区)	防災機能及び港湾機能が強化されることから、熊毛地域を対象とした広域物流機能が集積する拠点

## (2)軸

### ○設定の考え方

- 市の活性化、賑わいの創出・発展のために市内の各拠点及び周辺市町村を結び、人・もの・機能・情報などのつながりを空間的に表したもの軸と設定します。

軸名	地域・施設名	位置付け
拠点間連携軸 	国道 58 号	公共交通路線を主軸に、中心拠点、副中心拠点、流通・業務拠点、地域拠点を結ぶ軸
広域連携軸 	国道 58 号 鴨女通線 西之表国上線 西之表南種子線	公共交通路線を主軸に、市内の各拠点並びに種子島地域内を連絡し、市民の日常生活、観光客などの交流人口（関係人口）の移動を担う軸

## (3)ゾーン

### ○設定の考え方

- 都市計画に基づく土地の使い方としてゾーンを設定します。
- 都市活動の中心となる用途地域\*並びに農地・森林と住居が混在する用途白地地域\*の2つのゾーンに区分します。

拠点名	地域・施設名	位置付け
市街地ゾーン 	用途地域*	拠点や軸を骨格として住・商・工の適切な立地を図り、日常生活や都市・経済活動の中心となるゾーン
農村ゾーン 	用途白地地域*	農村環境の維持・向上や森林の保全を図るなど、自然環境の保全を図るゾーン

### 3. 将来都市構造図



## 2-3. 分野別都市づくりの方針

### 1. 土地利用の方針

#### ○基本的な考え方

- 本市のまちを構成する基礎となる豊かな自然環境の保全を基本としつつ、良好な住環境の形成、産業振興や観光交流などを促進するため、計画的な土地利用の規制・誘導を図ります。
- 急激な人口減少と高齢化に対応した持続可能な都市構造を実現することを目指し、2022年（令和4年）に策定した「西之表市立地適正化計画\*」と連携し、コンパクトなまちの形成を目指します。

〈計画の体系〉



## I. 商業・業務地

### ①中心拠点（西町～天神町）

- 西町から天神町地域周辺の中心拠点は、本市及び熊毛地域を対象とした広域的な商業・業務の集積地として、当該機能の維持・集積を図ります。
- 中心拠点としてのアクセス性を高めるため、公共交通機能との連携及び商業環境整備などを進め、賑わいのある商業・業務環境を形成します。



西町から天神町にかけて広がる市街地

### ②都市中心核（まちなかゾーン）

- 西町・東町地域の都市中心核（まちなかゾーン）は、観光・交流拠点である西之表港の他、西之表市役所、旧榕城中学校の赤尾木城跡周辺、種子島総合開発センター等との連携を強めながら、市外から人を集める都市中心核として、魅力の向上を図ります。
- 中心商店街を有する商業の賑わいに加え、古民家や空店舗・空地などの地域資源を活用した集客交流拠点を整備し、快適な滞在空間を創出するなど多様な都市機能の集積を図ります。
- 西之表市立地適正化計画\*と連携したコンパクトなまちづくりに加え、都市中心核（まちなかゾーン）の回遊性・滞留性を高めるため、国道58号及び都市中心核と周辺の拠点を結ぶ拠点間連携軸について、誰もが楽しく・歩きやすい空間の整備を進めます。



中心商店街



西之表市まちなか交流施設

### ③副中心拠点（下西地域）

- 下西地域の国道58号沿いは商業施設、宿泊施設、広域行政施設などが集積する中心拠点として、都市中心核と連携し、生活・サービス機能の向上を図ります。
- 業務施設、広域交流施設の生活・サービス機能の誘導にあわせて住宅などを整備し、新市街地の形成を図ります。

#### ④地域拠点

- 市民の日常的な生活の中心となる地域拠点では、日常生活に必要な商業施設を許容しつつ、居住環境の維持・形成を図ります。

#### ⑤その他地域

- 鴨女町周辺の国道58号や種子島空港に連絡する鴨女通線の沿道地域については、広域に対応できる商業・業務環境の形成を図ります。

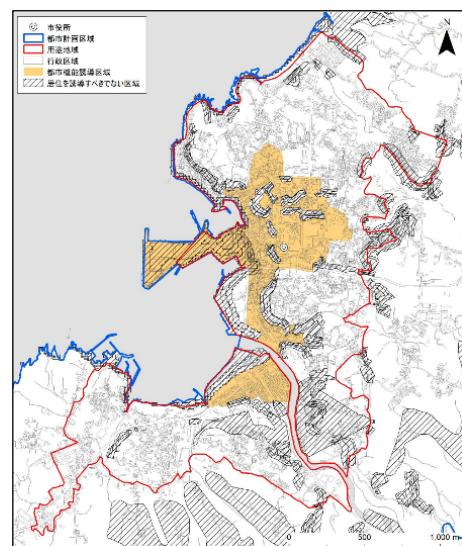
## II. 住宅地

#### ①各拠点周辺の住宅地

- 中心拠点をはじめ各拠点周辺の住宅地では、拠点特性に応じた土地の高度利用、複合利用を進め、生活利便性の高い住宅地の形成を図ります。

#### ②その他用途地域内の住宅地

- 生活利便性の維持・向上や既存ストックの有効活用をはじめとした行政コスト削減など持続可能なまちづくりを進めていくため、西之表市立地適正化計画\*と連携し、用途地域\*及び居住誘導区域\*の良好な住環境整備とともに居住誘導策を講じます。
- 美浜地域から鴨女地域に至る住宅地は、幹線道路沿道において日常生活に必要な商業施設を許容しつつ、低密度の居住環境の維持、形成を図ります。
- 道路、公園などの公共施設整備が遅れている地域では、各種基盤整備の推進とともに、道路・公園などの整備にあわせた快適な居住環境の改善に努めます。



### III. 流通業務地

#### ①西之表港洲之崎地区

- 西之表港洲之崎地区は、熊毛地域の広域物流を担う流通・業務拠点として、関係機関と連携してターミナル整備を進めるとともに、大規模地震発生時の緊急物資輸送拠点として整備を進めます。
- 整備にあたっては、後背地の周辺環境との調和に十分配慮しつつ、流通業務市街地の形成を図ります。



西之表港完成予想鳥瞰図

出典:西之表港港湾計画パンフレット

#### ②西之表港中央地区

- 西之表港中央地区は本市の玄関口であり、洲之崎地区の整備により旅客の利用が中心となるため、観光・交流拠点として交通結節機能\*や賑わい・交流機能の整備を図ります。
- 都市中心核（まちなかゾーン）との連携強化に向け、歩きたくなる空間の形成、港町の景観を活かした回遊性を高める空間の形成を図ります。



西之表港中央地区

#### ③西之表港漁泊地区

- 西之表港漁泊地区は、既存の漁港機能の維持を図ります。



西之表港漁泊地区

出典:鹿児島県 HP

### IV. 工業地

#### ①雁田・天神地域

- 雁田地域、天神地域は既存の工場やプラント等が立地する工業地であり、本市の生産機能を高めていくために、周辺の住宅環境を考慮しながら生産環境の整備を図ります。



西之表港天神地区

出典:鹿児島県 HP

#### ②洲之崎・漁泊地域

- 洲之崎・漁泊地域は西之表港に関連する工場立地や漁業に関連する施設を誘導しながら、地域内の住宅環境へ配慮した生産環境整備を図ります。

## V. 農村集落地

- 都市計画区域\*外において集落地域の生活利便性を確保するため、小学校や地域の核となる施設周辺において「小さな拠点\*」を位置付け、市民の相互扶助で地域生活を支える活動をはじめ、地域特性に応じて日常生活機能の確保や地域コミュニティの活性化を進めます。
- 上之原地域から南東部の下西地域にかけて分布する農地は、農業振興地域の中で農用地区域に指定された農業生産基盤地であり、本市の稼ぐ力の基盤として適切な保全と活用を推進します。



農村集落地

## VI. 自然緑地

- 本区域は東シナ海に面し、三方が丘陵の樹林地や農地に囲まれており、また、南東方向から西之表港に流下する甲女川があり、自然環境に恵まれているため、これらの緑地の適切な保全を図ります。
- 観光の振興などに向けて、これらの緑地が形成する豊かな自然環境や美しい景観を活かした緑のレクリエーション空間の整備など、自然空間の活用を図ります。

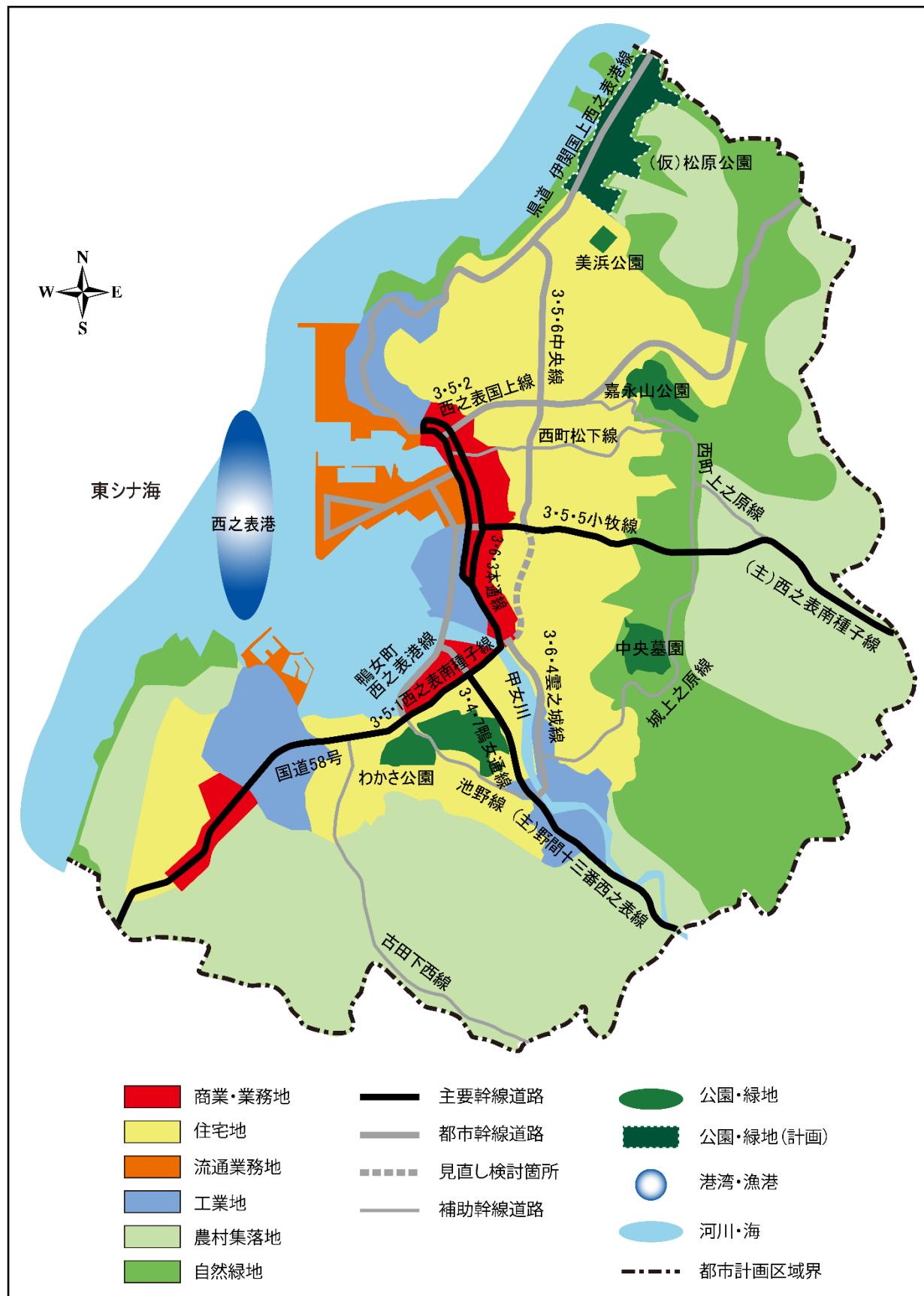


甲女川とイトヤシ

## VII. その他

- 本市の特性を活かしたコンパクトなまちづくりに向けて、各種土地利用の規制・誘導手法について検討を進めます。

## &lt;土地利用方針図&gt;

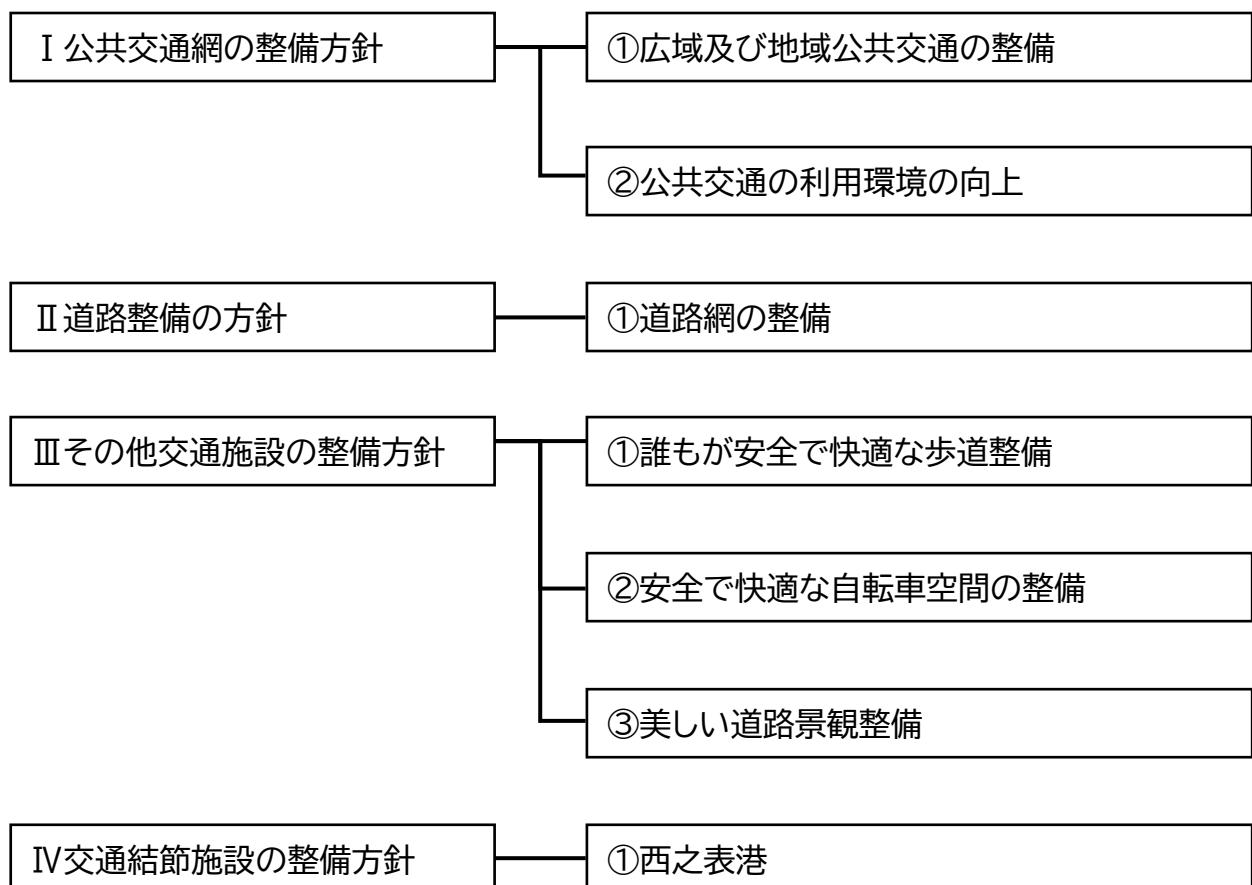


## 2. 交通体系の整備方針

### ○基本的な考え方

- 「種子島地域公共交通計画」と連携し、高齢者や来訪者をはじめ、誰もが移動しやすい交通環境の確保と持続可能なまちづくりに向けて、地域公共交通体系の構築を進めます。
- 都市間、拠点間の連携をはじめ、生活利便性の確保及び都市の安全性を高めるため、道路ネットワークの形成を進めます。
- 中心拠点をはじめとした人や多くの機能が集まる拠点周辺では、人にやさしく、歩いて楽しい市街地環境の創出に向けて、歩行者ネットワーク構築や回遊・滞留性の高い都市空間の創出を図ります。
- 都市経営の観点にたった持続可能なまちづくりに向けて、限りある財源を前提とした都市施設\*の整備・維持管理の推進や、土地利用と連携した効率的な交通体系の構築を進めます。

〈計画の体系〉



## I. 公共交通網の整備方針

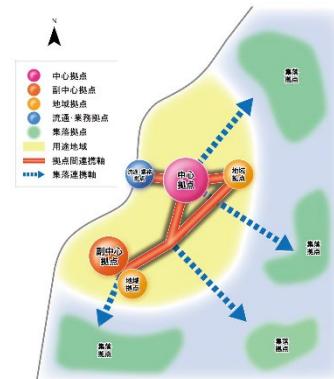
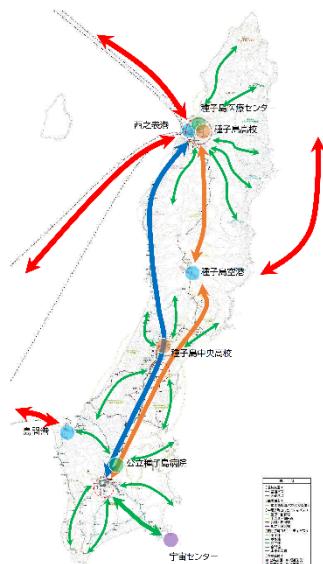
### ①広域及び地域公共交通の整備

- 市民の日常生活を支えるとともに、来訪者（観光客など）の移動を支援し、地域活力の維持・創出を図るため、地域公共交通ネットワークの整備を進めます。
- 公共交通ネットワークの整備にあたっては、拠点への訪れやすさを高め、コンパクトで暮らしやすい地域環境の形成を図るため、市街地における市街地巡回バス（わかさ姫）、都市計画区域\*内外を結ぶデマンド型乗合タクシー（どんがタクシー）等、地域に応じた公共交通体系の構築とその連携を図ります。
- 広域及び地域公共交通の維持、創出に向けては、種子島地域公共交通計画及び西之表市立地適正化計画\*に基づき、自治体、交通事業者、関係機関などが連携し、実現に向けた取組を進めます。



市街地巡回バス(わかさ姫)

出典:西之表市 HP

西之表市立地適正化計画  
(軸の考え方)種子島地域公共交通計画  
(地域公共交通の将来像)

### ②公共交通の利用環境の向上

- 交通拠点をはじめ利用者が多いバス停や地域内幹線と支線の乗換拠点などにおいては、異なる交通の円滑な乗り換え環境の整備など交通結節機能\*の強化を図ります。
- 急激な人口減少、高齢者といった交通弱者への対応や脱炭素社会の実現に向け、従来の公共交通体系に加え、自動運転サービスの取組、公共交通のEV化、情報通信をはじめとした新技術の活用について検討します。
- 公共交通の利用促進を図るため、MaaS\*等のデジタル技術を活用した仕組みの導入、福祉・スクールバスとの連携などの検討を進めます。



交通結節点の整備(他市事例)

## II. 道路整備の方針

### ①道路網の整備

- 本地域は、鹿児島市や指宿市、屋久島における航路や、種子島空港の空路による地域間連絡及び中種子町、南種子町方面を結ぶ道路交通の要衝にあります。これら陸、海、空の交通機能を連携強化し、利便性の高い道路網を確立します。
- 道路網形成にあたっては、主要幹線道路、都市幹線道路、補助幹線道路などを配置し、西之表港や西町・東町の商店街を中心に南北方向と東西方向を基本とするネットワークの形成を図ります。
- 道路は、風水害などの災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路などの役割を発揮するほか、市街地火災に際して、延焼遮断帯としての機能を発揮します。このことから、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路\*の多重性・代替性の確保が可能となる道路体系の整備を図ります。
- このうち、3・5・6 中央線の一部の榕城地域は未整備となっており、社会環境の変化を踏まえながら、鹿児島県の長期未着手都市計画道路見直しガイドラインに基づいて効率的な道路網の整備・見直しを進めます。
- 下西地域では、新しい市街地における円滑な交通処理のできる骨格道路整備を促進します。



見直しを予定する3・5・6 中央線  
(市立図書館下交差点)

## III. その他交通施設の整備方針

### ①誰もが安全で快適な歩道整備

- 主要幹線道路、幹線道路などでは歩道空間を整備し、歩行者の安全性の向上に努めます。
- まちなかゾーンを通る国道 58 号では、中心商店街の活性化とあわせ、居心地が良く歩いて楽しいまちづくりの創出に向けて、回遊性を確保するために歩道空間の整備など空間デザインを検討します。また、誰もが安全で快適な歩道空間を確保するため、バリアフリー\*等に努めます。
- まちなかゾーンと周辺の拠点や都市機能との接続性を高めることを目指し、歩行空間の高質化や滞在環境の向上など、良好な歩道環境の形成に努めます。
- 築島や岸岐を有する西之表港旧港地区では、港の景観を活かした歩きたくなる歩道環境の形成に努めます。

## ②安全で快適な自転車空間の整備

- 自転車は、環境にやさしく公共交通を補完する身近な移動手段であるほか、自然・観光資源を活かしたサイクリングなど体験型観光の手段の1つとして活用が推進されています。これらを踏まえ、市民並びに来訪者が自転車を利用しやすい環境の形成に努めます。

## ③美しい道路景観整備

- 西之表港では、本市の玄関口として来訪者をもてなす空間の創出や自然景観の眺望など、まちを訪れる人々に快適な道路景観を提供できるよう、地域の特性を活かした緑化空間やカラー舗装、夜間照明施設、案内標識などの整備を促進します。



サグレス通り

## IV. 交通結節施設の整備方針

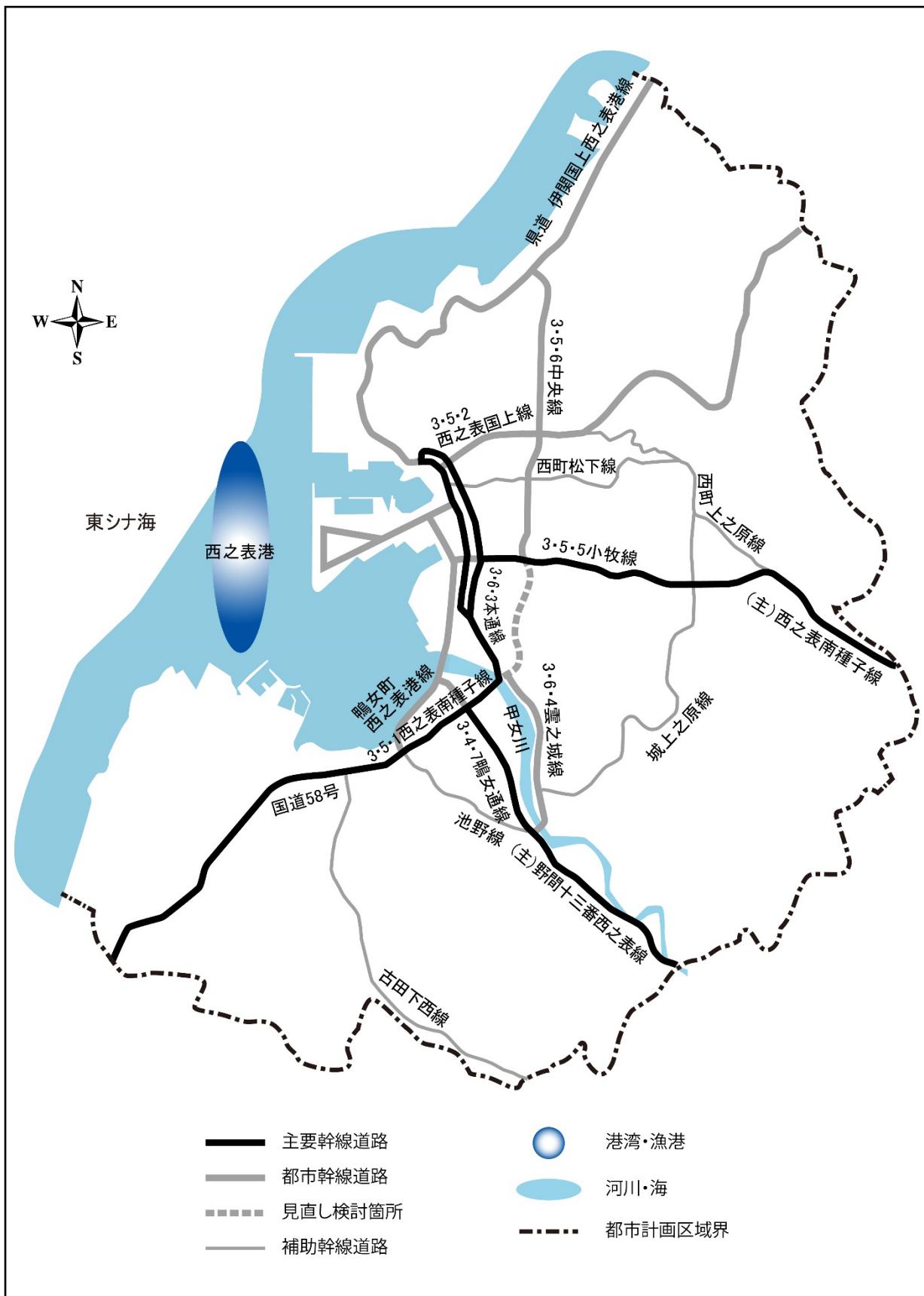
### ①西之表港

- 重要港湾である西之表港は、種子島の玄関口としての人流・物流の拠点機能の充実に加え、船舶の大型化・高速船化、物流の増大、大規模災害に対応できる港湾整備と、賑わいと潤いのある空間づくり等の検討を進めます。
- まちなかゾーンでは、周辺地域からのアクセス性を高めるとともに、まちなかの回遊性を高めるため、駐車場の一体的な利用促進などの検討を進めます。

表 道路機能の分類

道路の種類	機能
主要幹線道路	<p>都市の拠点間を連絡し、港湾や空港と連携し、都市に出入する交通及び都市内の重要な地域間相互の交通を集約して処理する道路です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国道 58号（3・6・3 本通線、3・5・1 西之表南種子線）</li> <li>主要地方道野間十三番西之表線（3・4・7 鴨女通線）</li> <li>主要地方道西之表南種子線（3・5・5 小牧線）</li> </ul>
都市幹線道路	<p>都市内の各地区又は主要な施設相互間の交通を集約して処理する道路です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県道伊闘国上西之表港線</li> <li>都市計画道路 3・5・2 西之表国上線</li> <li>都市計画道路 3・5・6 中央線</li> <li>都市計画道路 3・6・4 雲之城線</li> <li>鴨女町西之表港線</li> <li>臨港道路（西之表港線から西之表港中央地区、鴨女町西之表港線から西之表港中央地区）</li> </ul>
補助幹線道路	<p>主要幹線道路・幹線道路と区画道路とを連絡し、地域内の骨格を形成する歩道の設置された生活道路*です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>池野線</li> <li>古田下西線</li> <li>城上之原線</li> <li>西町上之原線</li> </ul>
区画道路	<p>沿道宅地へのサービスを目的とするもので、宅地に接道される道路です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幅員 4m以上の道路を基本とします。</li> <li>地域の要望に応じて交通安全を確保するために必要な設備の設置・補修を図ります。</li> </ul>

## &lt;交通体系整備方針図&gt;

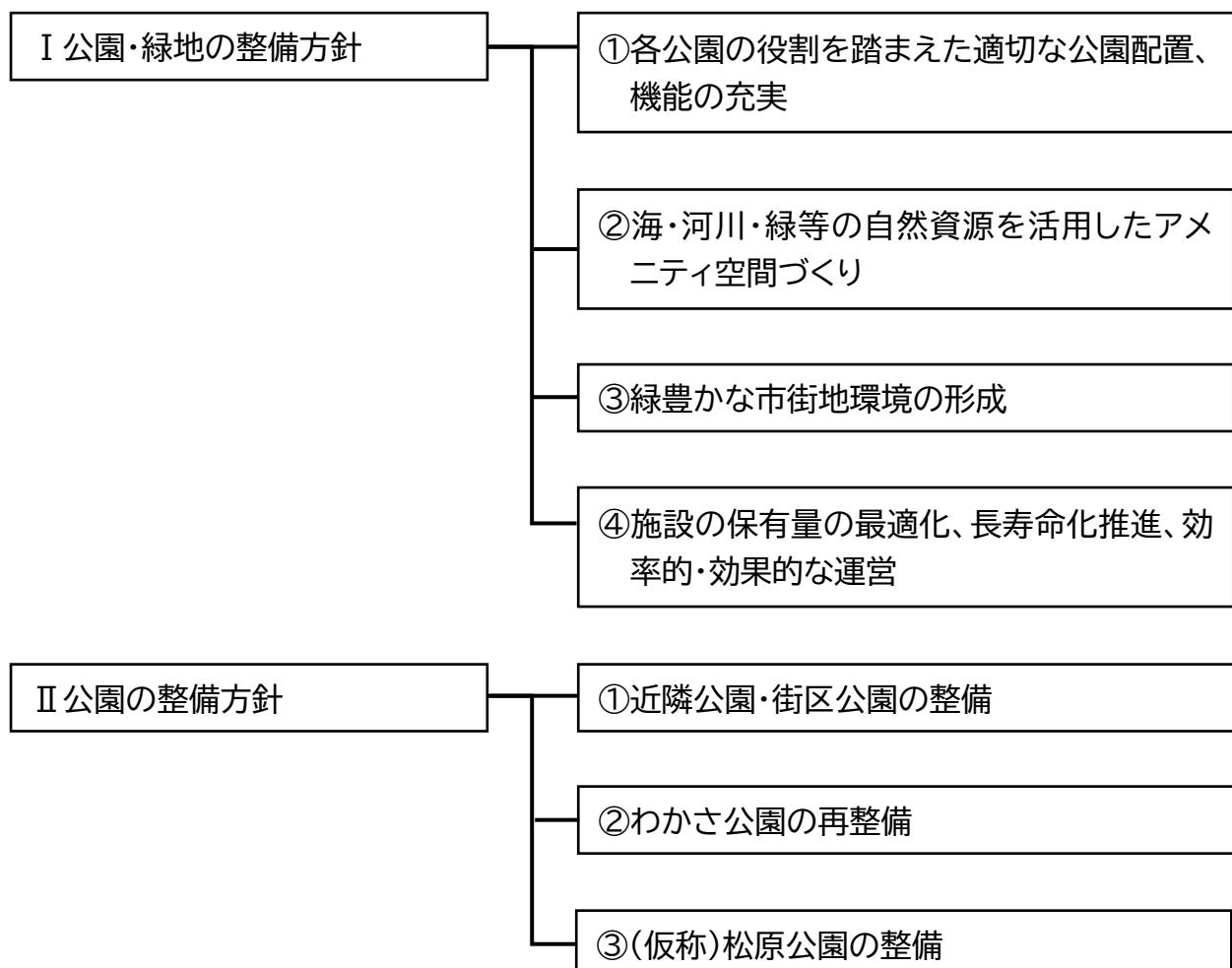


### 3.公園・緑地の整備方針

#### ○基本的な考え方

- 環境保全、生物多様性の保全、人々の交流やレクリエーション空間、都市の防災空間など、公園・緑地の多様な機能を踏まえ、計画的に配置・整備を進めます。
- 公園・緑地の配置・整備にあたっては、本市の恵まれた自然環境を骨格として、水とみどりのネットワークの形成を進めるとともに、本市及び地域の個性を表す貴重な資源として保全・活用を図ります。
- 持続可能なまちづくりに向けて、官民連携による取組や市民との協働による維持管理など、効率的・効果的な公園・緑地の整備を進めます。

〈計画の体系〉



## I. 公園・緑地の整備方針

### ①各公園の役割を踏まえた適切な公園配置、機能の充実

- 本区域はわかさ公園、嘉永山公園、美浜公園など、街区公園以上の公園が整備されているが、身近な公園整備を望む意向が多いことから、地域の現状を踏まえて市民の身近な公園の適切な配置整備について検討します。
- 公園整備にあたっては、市民の積極的な参加による公園づくりを行えるように検討します。
- わかさ公園、嘉永山公園、美浜公園などの都市公園は、昭和30～50年代に整備されたものが多く、施設の老朽化が進むと同時に、高齢者や障がい者が利用しにくい構造となっています。このことから、利用者の利便性と安全性の向上を目指し、公園施設長寿命化計画などと連携しながら施設の充実を促進します。
- 長期未着手都市計画公園である松原公園については、人口減少による都市構造の変化をはじめとした社会環境の変化や、区域内の公園の整備状況を踏まえ、鹿児島県都市計画運用指針に基づいて、今後の整備のあり方について検討します。

### ②海・河川・緑地等の自然資源を活用したアメニティ空間づくり

- 本区域は東シナ海に面し、三方が丘陵や農地に囲まれ自然環境に恵まれています。これらの水辺や緑地などの保全を図ると共に、環境に配慮した施設整備を行い、自然にふれあう場や観光レクリエーションの需要に対応できるアメニティ空間として活用します。

### ③緑豊かな市街地環境の形成

- 市街地には斜面緑地が多く分布していることから、これら緑地の保全や道路・公園などの公共施設の緑化を図り、緑豊かな市街地環境の形成を図ります。

### ④施設の保有量の最適化、長寿命化推進、効率的・効果的な運営

- 本市では、限りある財源の中で効率的かつ効果的な公園緑地の整備・管理が求められていることから、公園施設長寿命化計画に基づいて施設の定期的な点検・更新を行い、利用者の安全確保やライフサイクルコスト\*の縮減を図ります。
- 公園・緑地の維持管理や市街地のオープンスペースや市街地周辺の公園・緑地の多機能性を最大限に引き出すため、Park-PFI\*をはじめとした官民連携の取組を推進します。



Park-PFI 活用事例(他市事例)

## II. 公園の整備方針

表 公園整備の方針

種類	種別	内容	誘致距離	標準面積
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園 新城公園、栄町公園、花里浜公園など	250m	0.25ha
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園 嘉永山公園、美浜公園	500m	2.0ha
	地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	1,000m	4.0ha
都市基幹公園	総合公園	主として区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園		
	運動公園	わかさ公園		
その他		中央墓園		

### ①近隣公園・街区公園の整備

- 高齢者や子ども・子育て世代が徒歩で利用できるような身近な公園が不足しているため、街区公園や近隣公園の適切な配置・整備を検討します。

### ②わかさ公園の再整備

- わかさ公園は市民の憩いの場や野外スポーツの拠点として親しまれています。他方では、各種イベント時に駐車場が不足するため、駐車場の整備を促進します。

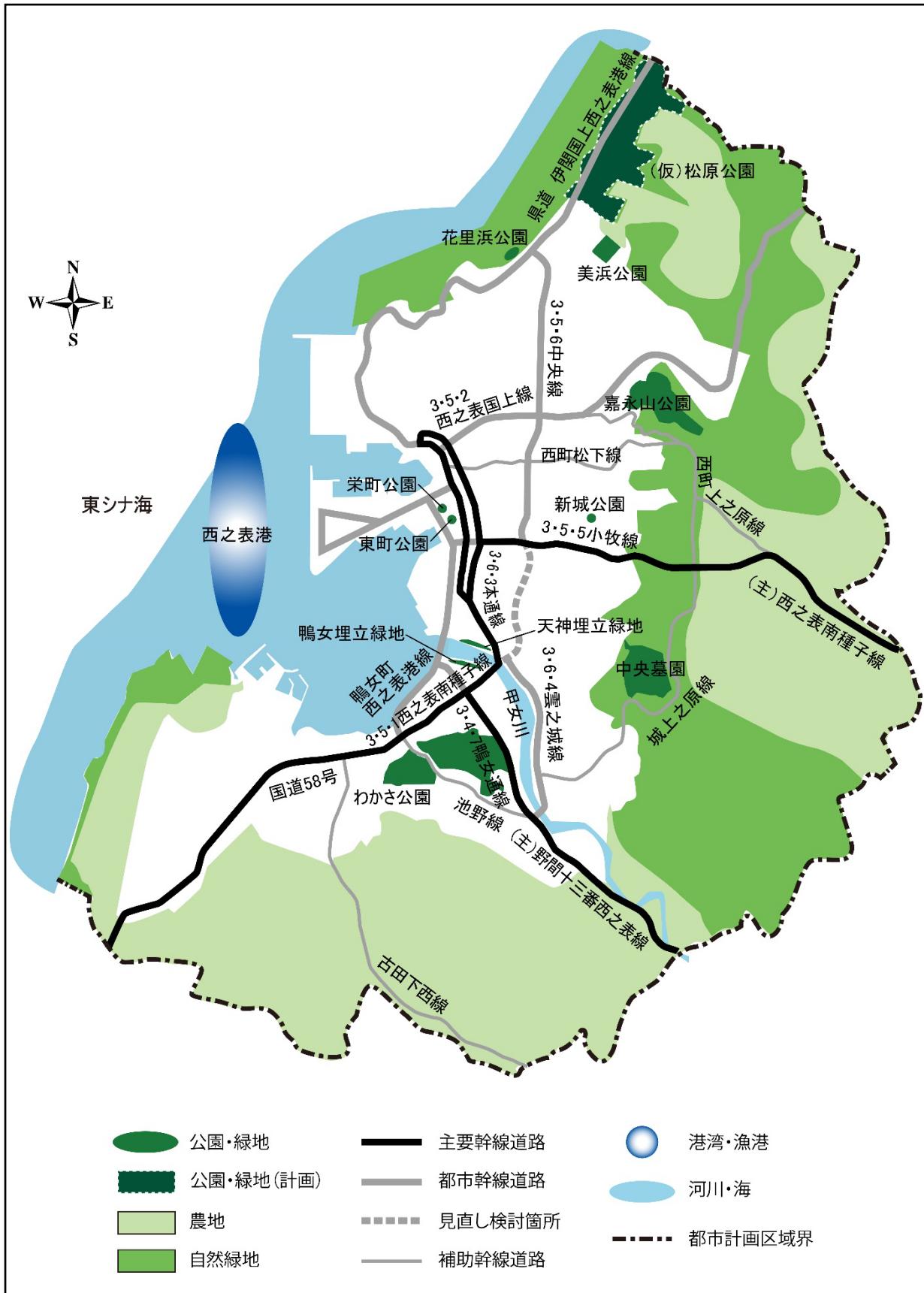


わかさ公園

### ③(仮称)松原公園の整備

- 各種運動施設の整備状況を調整しながら、観光・レクリエーション需要、少子高齢社会の進行などの社会環境の変化を踏まえ、鹿児島県都市計画運用指針に基づいて、今後の整備のあり方について検討します。

## ＜公園・緑地の整備方針図＞

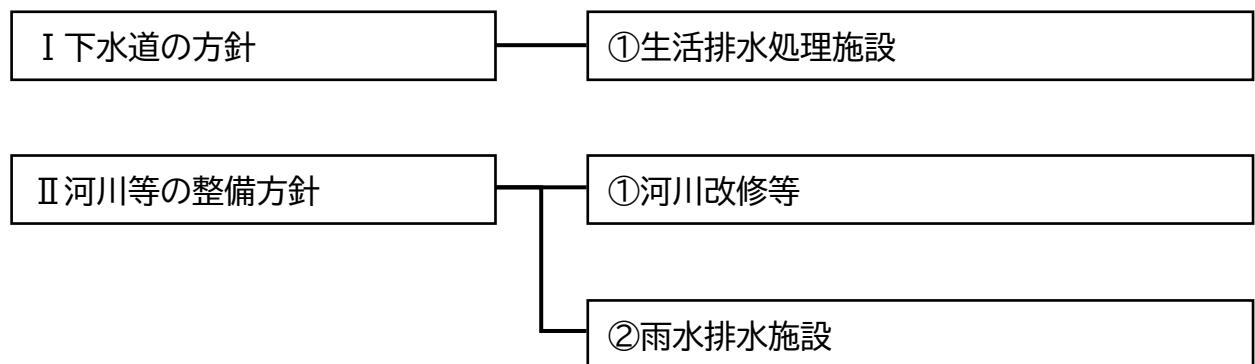


## 4. 下水道及び河川整備の方針

### ○基本的な考え方

- 環境との共生による豊かな環境社会の形成(循環型社会の形成)の考えを基本に、環境基本計画などとの調整を図りながら、生活排水など水環境の対策を進めます。
- 「かごしま生活排水処理構想 2019」や「西之表市生活排水処理基本計画」を踏まえ、快適で安心できる生活環境づくりに向けて、生活排水処理対策を継続的に進めます。
- 都市化への対応、近年の激甚化する自然災害に対応するため、鹿児島県が進める流域治水\*プロジェクト等と連携し、総合的な治水対策を進めます。

〈計画の体系〉



## I. 下水道の方針

### ①生活排水処理施設

- 生活排水処理施設の整備を推進し、生活排水処理率の向上を図るとともに、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図ります。
- 単独処理浄化槽を設置している家庭・事業者などに対しては、生活排水処理を促進するため、合併処理浄化槽への転換に努めます。
- 市街地外の集落の地域についても、地区特性に応じた適正な処理方法を確立します。

## II. 河川等の整備方針

### ①河川改修等

- 近年の激甚化する自然災害に対応するため、鹿児島県が進める流域治水\*プロジェクト等と連携し、河川を対象とした総合的な治水対策を進めます。

### ②雨水排水施設

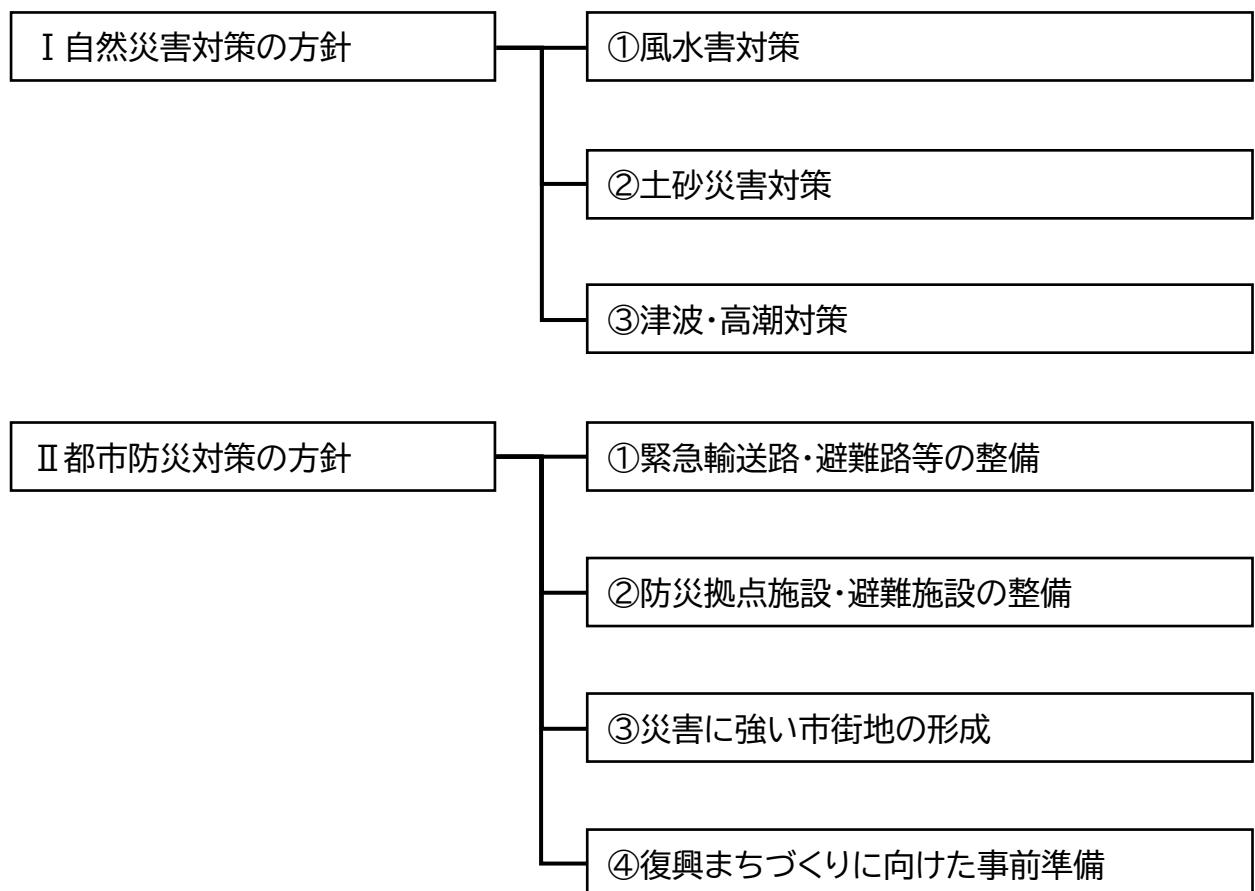
- 市街地の治水上の安全を確保するため、老朽化した都市下水路などの雨水排水施設の計画的な更新・整備を推進します。

## 5. 都市防災の方針

### ○基本的な考え方

- 自然環境に恵まれた本市は、海岸、河川や丘陵における災害が発生しやすい地形条件を有しており、災害が起こっても市民の生命・身体及び財産の安全確保や、本市及び地域社会の機能が維持されるよう、「西之表市地域防災計画」、「西之表市国土強靭化計画」などに基づき、都市の防災・減災対策を進めます。
- 防災・減災対策の取組にあたっては、市民・事業者・行政との協働による自助・共助・公助の取組を推進するとともに、ハード及びソフトの連携による総合的な対策を進めます。

〈計画の体系〉



## I. 自然災害対策の方針

### ①風水害対策

- 本市の主な災害発生の要因は台風や大雨などの風水害であることから、河川改修や治山など流域治水\*の考え方を踏まえた治水対策を推進します。
- 市街地の雨水排水施設の適切な改善及び維持管理により、浸水被害の軽減を図ります。

### ②土砂災害対策

- 本市では、土砂災害の危険性がある土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所が指定されていることから、防災施設の適切な更新と維持管理、警戒避難体制及び情報伝達網の構築・強化を図ります。

### ③津波・高潮対策

- 西之表港を中心とした沿岸部では、南海トラフ地震などの地震による津波被害や台風による高潮被害が想定されることから、関係機関と連携しつつ、海岸保全施設の整備、既存の海岸保全施設の適切な更新・維持管理を推進します。

## II. 都市防災対策の方針

### ①緊急輸送路・避難路等の整備

- 陸上からの人員輸送及び物資供給の長期停止を防ぐため、道路施設の耐震性など、機能強化を推進します。
- 大規模災害の発生後、避難や物資の輸送のため幹線道路が重要となることから、老朽化した箇所などを改修するほか、高規格の道路整備に努めます。

### ②防災拠点施設・避難施設の整備

- 大規模地震発生後に公共施設などが使用不能になると、避難や救助活動、被災者支援などに大きな支障がでることが予想されます。このため拠点となる公共施設などの耐震化を推進します。合わせて、緊急物資を集積できるスペースを設けることで拠点施設の機能向上に努めます。
- 海上からの人的支援及び物資供給を確保するため、交通と物資輸送の最大拠点である西之表港に耐震強化岸壁の整備など、港湾の強靭化を図ります。
- 市街地の沿岸部では津波による浸水が想定されているため、西之表市地域防災計画と連携しつつ、公共施設整備の際には避難を想定した施設計画や高台への移転など、津波への対策を進めます。

- 西之表消防署（熊毛地区消防本部）は南海トラフ津波浸水想定区域内にあるため、消防機能も含め適地への移転を検討するとともに、施設の機能向上などを図ります。



西之表消防署(熊毛地区消防本部)

### ③災害に強い市街地の形成

- 関係機関と連携し、密集市街地及び消火活動困難地域においては道路、公園などの整備によりオープンスペースを確保し、火災の延焼防止、消防活動困難地の解消を促進します。
- 内水被害や外水被害が想定される区域は、総合的な治水対策や市街地の雨水処理能力の向上を進め、水害の防止に努めます。また、河川などでは洪水の発生箇所における改修・整備を促進します。
- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、持続可能な都市形成と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を進めます。

### ④復興まちづくりに向けた事前準備

- 被災後、早期に的確な復興を実現することを目的として、復興に向けた体制や手順などを整理した復興事前準備に係る計画の策定を推進します。
- 復興事前準備に係る計画の策定をとおして市民・事業者・行政の三者で復興まちづくりにおける課題などを共有しながら、防災・減災に資するまちづくりに取り組みます。

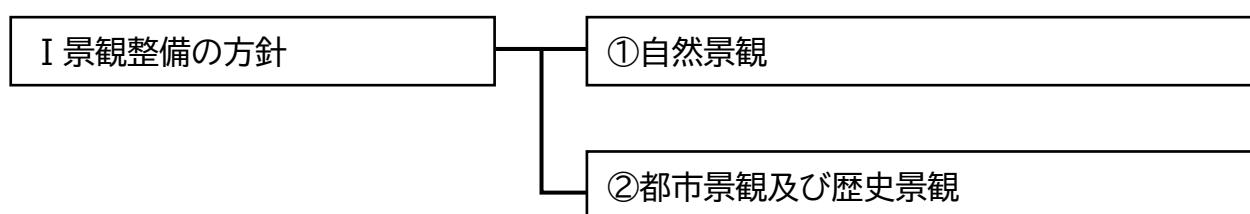
## 6. その他の方針

### I. 景観整備の方針

#### ○基本的な考え方

- 本市がもつ個性豊かな地域固有の自然、歴史や伝統文化、人々の暮らしによって生み出される多彩で特色ある美しい景観を次世代に引き継ぐ取組を進めます。
- 景観整備にあたっては、市民や事業者、行政の協働により、景観を守り、つくり、育くみ、活かす取組を進めます。

〈計画の体系〉



#### ①自然景観

- 本市の持つ美しい海と海岸線、緑地や農地など、豊かな自然が織りなす景観の保全を図ります。
- サトウキビ畑などの農村景観や海岸沿いで眺望できる朝陽や夕陽などの自然景観を保全します。
- 観光・交流拠点となる地区においては、自然景観を保全するとともに、楽しむことができる機能整備に努めます。



東シナ海に沈む夕陽

#### ②都市景観及び歴史景観

- 歴史と国際色豊かな港町の再生、赤尾木城跡周辺を代表とする歴史・文化資源など、地域の個性や特性を踏まえた景観まちづくりを推進します。
- 都市中心核（まちなかゾーン）の回遊性を高めるため、景観に配慮した歩いて楽しい空間づくりを進めます。
- 市民、来訪者の活動の場となる中心市街地や新市街地においては、建物、道路、植栽、街灯、案内標識などの景観整備を促進します。



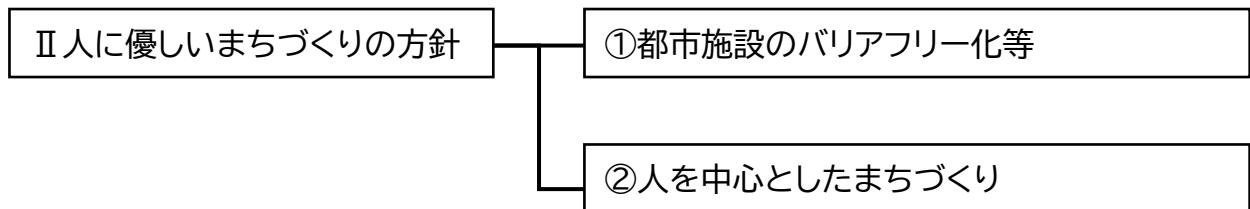
赤尾木城跡

## II. 人に優しいまちづくりの方針

### ○基本的な考え方

- バリアフリー\*化やユニバーサルデザイン\*の普及促進など、人にやさしいまちづくりの推進により、障がいの有無や年齢などに関わらず暮らしやすいまちづくりを進めます。

〈計画の体系〉



#### ①都市施設のバリアフリー化等

- 少子高齢社会に対応できるよう道路、公園などの公共施設や、病院、大型商業施設などの公共性の高い民間施設において、段差の解消、スロープの設置、音声案内など、施設のバリアフリー\*化及びユニバーサルデザイン\*化を促進します。

#### ②人を中心としたまちづくり

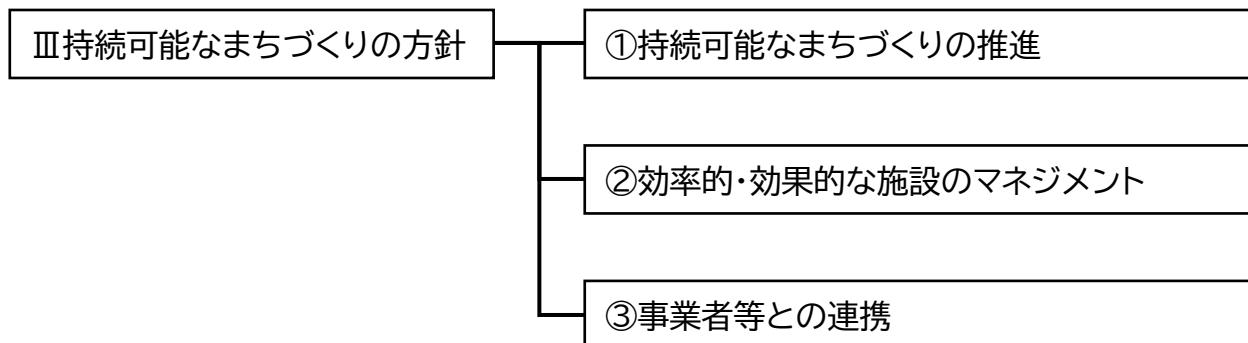
- 行動圏の比較的狭い子供や高齢者、障がい者など、誰もが豊かな暮らしが営めるように、公共交通機関の充実、商店街の整備、街区公園や広場などの機能拡充と整備を促進します。

### III. 持続可能なまちづくりの方針

#### ○基本的な考え方

- 都市及び地域の持続可能性を高めるため、「西之表市立地適正化計画\*」と連携したコンパクトなまちづくりの推進や効率的・効果的な都市施設\*の整備・維持管理・更新を進めます。

〈計画の体系〉



#### ①持続可能なまちづくりの推進

- 少子高齢社会に対応できるよう、西之表市立地適正化計画\*や種子島地域公共交通計画などと連携し、市街地の拡大抑制、都市機能の集約、土地の有効活用など、持続可能なまちづくりを進めます。

#### ②効率的・効果的な施設のマネジメント

- 施設の老朽化、財政制約が深刻化する中で、公共施設などの計画的な管理を進めるため公共施設等総合管理計画、長寿命化計画\*と連携しながら、施設の統廃合、施設管理の効率化によるコスト縮減を進めます。

#### ③事業者等との連携

- 新たな都市施設\*の整備・維持管理を進めるにあたっては、PFI\*/PPP\*、指定管理者制度の導入など、民間活力を活用し、施設管理の効率化、サービスの向上に努めます。

## 第3章 地域別方針編

---



## 3-1. 地域別方針の概要

### 1. 地域別方針について

#### (1) 地域別方針の位置付け

全体構想で示した都市づくりの目標を踏まえ、地域ごとに将来像や地域づくりの方針を定めます。

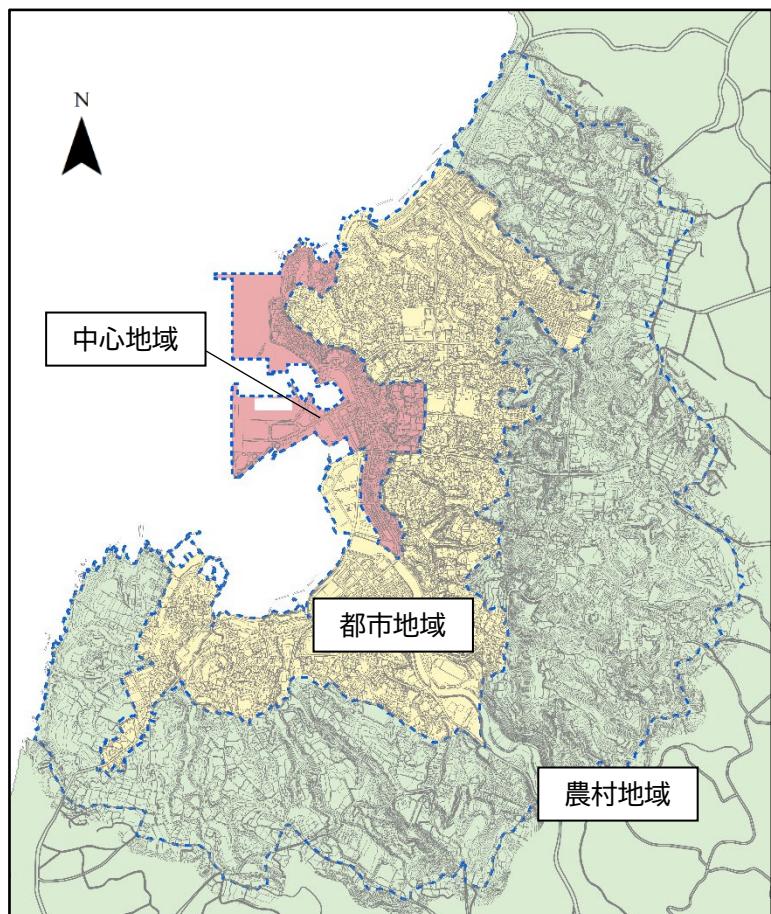
#### (2) 地域区分

地域区分は、都市機能の集積状況及び全体構想編で示した各拠点の機能を踏まえ、中心地域、都市地域及び農村地域 3 つの地域区分とします。

中心拠点、観光・交流拠点及び流通業務拠点を含む本市の都市機能を支える地域を中心地域に設定します。

副中心拠点や地域拠点など都市機能並びに生活機能を有する用途地域\*（中心拠点を除く）を都市地域に設定します。

農村景観が広がる用途白地地域\*を中心として農村地域を設定します。西之表市立地適正化計画\*と連携した大字地域との一体的なまちづくりに向け、「小さな拠点\*」に関する方針も記載します。



### (3)地域別方針の構成

地域別方針の構成は、以下に示すとおりです。

#### (1)地域の現況と課題

##### ①現況と役割

地域ごとの現況（人口、土地利用、交通体系など）や地域住民の意向、全体構想で設定した拠点の位置付けや役割を踏まえた地域の特性を整理します。



##### ②地域の主要な課題

「①現況と役割」を踏まえ、全体構想で設定した都市づくりの目標からみた地域の課題を整理します。



#### (2)地域づくり方針

##### ①地域づくりの基本方針

地域の現況と課題を踏まえ、目指すべき地域づくりの基本方針を設定します。

##### ②地域づくりの分野別方針

地域づくりの基本方針を実現するにあたり、地域づくりの分野別方針を設定します。

## 3-2. 地域別方針

### 1. 中心地域

#### (1) 地域の現況と課題

##### ① 現況と役割

##### <地域の現況>

人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>西町及び天神町では人口密度が 30 人/ha 未満のエリアがあり、東町や洲之崎では 50 人/ha 以上のエリアが分布</li> <li>洲之崎及び西町を除いたエリアでは将来的に大きく人口が減少</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心拠点では商業地域、流通・業務拠点並びに観光・交流拠点では準工業地域が指定され、商業・業務地として位置付け</li> <li>本市の市役所や熊毛支庁、中心商店街や大規模商業施設が立地しており、行政サービス及び生活サービス機能が集積</li> <li>商業・業務施設と住宅地が混在した密集市街地が形成</li> <li>大小様々な規模の低未利用地が点在</li> </ul>
交通体系	<ul style="list-style-type: none"> <li>西之表港や島内を縦断する国道 58 号、種子島空港と地域を結ぶ県道を有しております、交通の要衝</li> <li>路線バス並びに市街地巡回バス、デマンド型乗合タクシー、空港バスが乗り入れており、交通結節点としての機能を有す</li> <li>密集市街地が形成されており、生活道路*の幅員が狭い</li> </ul>
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域内の都市計画公園の整備は完了（今後は維持管理が重要）</li> </ul>
下水道・河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備済みの都市下水路では老朽化が進行</li> </ul>
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸部を中心に津波による浸水リスクを有す</li> <li>国道 58 号などの主要な道路の後背では土砂災害特別警戒区域などが指定され、災害によって寸断されるリスクを有す</li> <li>洲之崎などの家屋密集地帯が火災危険地域として指定</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠藤家住宅や鉄砲館などの歴史的・文化的な資源を有す</li> <li>東シナ海に沈む夕陽やサグレス通り等、特色ある景観資源を有す</li> </ul>
アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>賑わいあるまちづくりの実現に向けた施策評価が低い（課題）</li> </ul>

##### <地域の位置付けや役割>

- 本市の都市中心核（まちなかゾーン）を基本に、海の玄関口・西之表港並びに歴史・文化の集積する赤尾木城跡周辺と連携し、まちの賑わいを形成する地域
- 多様な都市機能が集積する本市の社会経済活動、市民生活の中心となる地域
- 防災機能及び港湾機能が強化され、熊毛地域を対象とした広域物流機能が集積する地域

## ②地域の主要な課題

全体構想で示した都市づくりの目標を踏まえ、本地域の地域づくりの課題を整理します。「基本目標⑤ 協働」については、基本目標①～④の実現に向けた手法の部分であるため、課題の整理を行いません。

### 基本目標① 守り・活用する について

○遠藤家住宅などの歴史的・文化的資源、東シナ海に沈む夕陽などの景観資源といった歴史ある港町らしさと観光産業を支える資源の更なる保全と活用が必要

### 基本目標② つくる・つくりかえる(再編) について

○多様な都市機能が集積する本市並びに熊毛地域の中心地として、都市機能の集積と維持が必要

○本市の海の玄関口かつ種子島の交通の要衝であることを踏まえ、自動車交通及び歩行者交通を支える道路ネットワークの維持・強化並びに交通結節機能\*の強化が必要

### 基本目標③ 育てる・高める について

○交流人口（関係人口）の創出並びにまちなかゾーン（中心商店街）の活性化に向け、多様な都市機能が集積し、本地域の特色ある資源を有するまちなかの回遊性を高め、歩いて楽しいまちづくりが必要

### 基本目標④ 安心・安全・快適 について

○津波による浸水や土砂災害による交通途絶などの災害リスク、密集住宅地における火災リスクを有しているため、災害に強い市街地の形成が必要

## (2)地域づくりの方針

### ①地域づくりの基本方針

- 本市及び熊毛地域の中心地として、生活サービス・観光産業他、多様な機能の集積を図るとともに、地域の歴史・文化などと連携しながら、拠点としての魅力の向上を目指します。
- これら実施においては、様々な主体、活動をつなぎ・育てるとともに、交流人口（関係人口）の創出並びにまちなかゾーンの活性化に資する、歩いて楽しいまちの形成を目指します。
- 津波や土砂災害をはじめ、災害リスクが市街地内に分布するため、ハード・ソフトの連携による、安心して住み続けられる、災害につよい地域づくりを目指します。（共通）

### ②地域づくりの分野別方針

#### ■土地利用

##### <各拠点の方針>

- まちなかゾーンを含む中心拠点では、低未利用地や空家・空店舗などを活用した集客交流施設の整備による来訪者へのサービス機能の充実などをとおし、魅力的で賑わいのある拠点の形成を推進します。
- 観光・交流拠点では、隣接する中心拠点へのアクセス性、拠点間の回遊性を高めるため、オープンスペースや低未利用地を活用した店舗（チャレンジショップ等）の設置など、来訪者が歩きながら楽しめる空間の形成を推進します。
- 流通・業務拠点では、広域的な物流拠点並びに災害時の緊急物資輸送拠点として、国や県と連携しながら耐震強化岸壁並びにターミナル等の基盤整備を進め、港湾及び物流業務機能の集約を推進します。



コンテナを活用した店舗  
(他市事例)



西之表市商店街まちかど  
インフォメーションセンター

出典：西之表市商店街まちかど  
インフォメーションセンター

### <地域全体の方針>

- 本市の中心地として、生活サービスや行政サービス、観光・交流、工業などの多様な都市機能に加えて既存の住宅地も集積するため、住居機能と商業・業務機能が調和した複合的な土地利用を図ります。
- ただし、流通・業務拠点へ港湾及び物流業務機能を集約することにより、その後背地では住環境が悪化する恐れがあるため、住宅地との間に緩衝帯を設けるなど、良好な市街地環境の維持・形成を図ります。

### ■交通体系整備

#### <交通結節施設の整備に関する方針>

- 観光・交流拠点では、国内外からの観光客の増加に備え、西之表港の安全性と利便性の向上を図るため、国や県と連携しながら大型船の寄港に対応可能なターミナル施設の整備を検討します。
- 観光・交流拠点並びに中心拠点どちらにもアクセスしやすいエリアにおいて、地域内の回遊性と滞在環境の向上に資する集約型駐車場の整備を検討します。
- 中核施設などの整備にあたっては、市街地巡回バスやデマンド型乗合タクシー等の市内交通並びに路線バスが相互に乗り入れる待合所の設置といった乗換拠点の設置を併せて検討します。

#### <道路整備の方針>

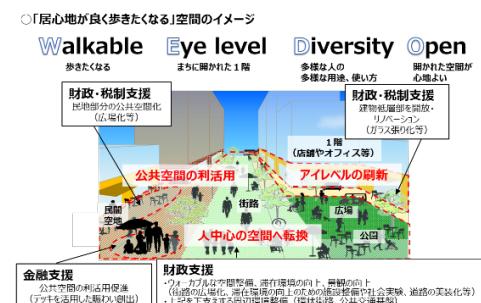
- 県道伊関国上西之表港線では、広域連携軸として平時並びに緊急時の人流・物流を支えることを目指し、洲之崎工区の整備・改善を推進します。
- 流通・業務拠点から中心拠点への物流交通の流入による交通環境の悪化を防ぐため、地域内を通る生活交通と物流交通の分離に資する道路整備を検討します。
- 地域内の生活道路\*は幅員が狭く、幹線道路への流入部では見通しが悪いため、主要な生活道路\*の拡幅や道路反射鏡などの交通安全施設の設置・修繕に努めます。



伊関国上西之表港線(現況)

## <ウォーカブルな都市づくりの方針>

- 地域内の各拠点をつなぐ拠点間連携軸などの主要な道路を対象として、歩道と一体となった滞在空間やバリアフリー\*環境、情報提供施設の整備などをとおし、安心・安全かつ歩きたくなる歩行空間の整備を検討します。
- 特に交通量の多い道路では、道路幅員構成、構造などをソフト・ハード両面から再検討し、安心かつ安全な歩道空間の確保に努めます。



ウォーカブルなまちづくりのイメージ

出典:国交省 HP

## ■公園・緑地整備

- Park-PFI\*や都市公園リノベーション協定制度\*などを用い、事業者のノウハウを活用した集い・憩いたくなる魅力的な公園・緑地の整備を推進します。
- 地域内には、海に面する日浦みなと公園や栖林神社周辺の社寺林など特色ある公園・緑地が点在しています。港町再生基本構想と連携しつつ、これらの特色あるオープンスペースを観光資源として活用することで、訪れたくなる・憩いたくなる空間の創出を図ります。



栖林神社

## ■下水道及び河川整備

- 本地域の大部分は密集市街地であり、合併処理浄化槽設置のための余地が少ないことから、地域での一体的な整備並びに運用が望まれるため、市町村設置型浄化槽の整備について検討します。
- 地域内に整備されている都市下水路は供用開始から期間が経過しており、老朽化が進行しています。また、近年は短時間かつ集中的な降雨が増加傾向にあることを踏まえ、都市下水路の計画的な更新・整備を推進します。

## ■都市防災

- 河川や都市下水路の整備・改修と連携しながら都市の排水能力を高め、大雨などによる浸水被害の軽減を図ります。
- 県道伊関国上西之表港線及び国道58号の後背地では土砂災害特別警戒区域などが指定されているため、安全対策や土地利用の規制・誘導を行い、土砂災害による交通途絶のリスクの低減を図ります。
- 地域の沿岸部では、南海トラフ地震による津波被害が想定されることから、西之表港洲之崎地区での耐震強化岸壁の整備など、防災施設の整備を推進します。
- 洲之崎及び西町、東町は火災危険地域として指定されていることから、その解消に向け、道路や公園などのオープンスペースの整備をとおし、火災の延焼防止に努めます。

## ■その他(景観整備等)

- 東シナ海に沈む夕陽を観光資源として保全・活用することを目指し、西之表港周辺を対象として展望所の設置などの環境整備を検討します。
- 歴史・文化の集積する港町らしい魅力あふれる景観の形成に向けて、地域住民や関係機関と協力しつつ、遠藤家住宅や八板家住宅、サグレス通り等の特色ある景観を支える資源の保全及び増進に努めます。

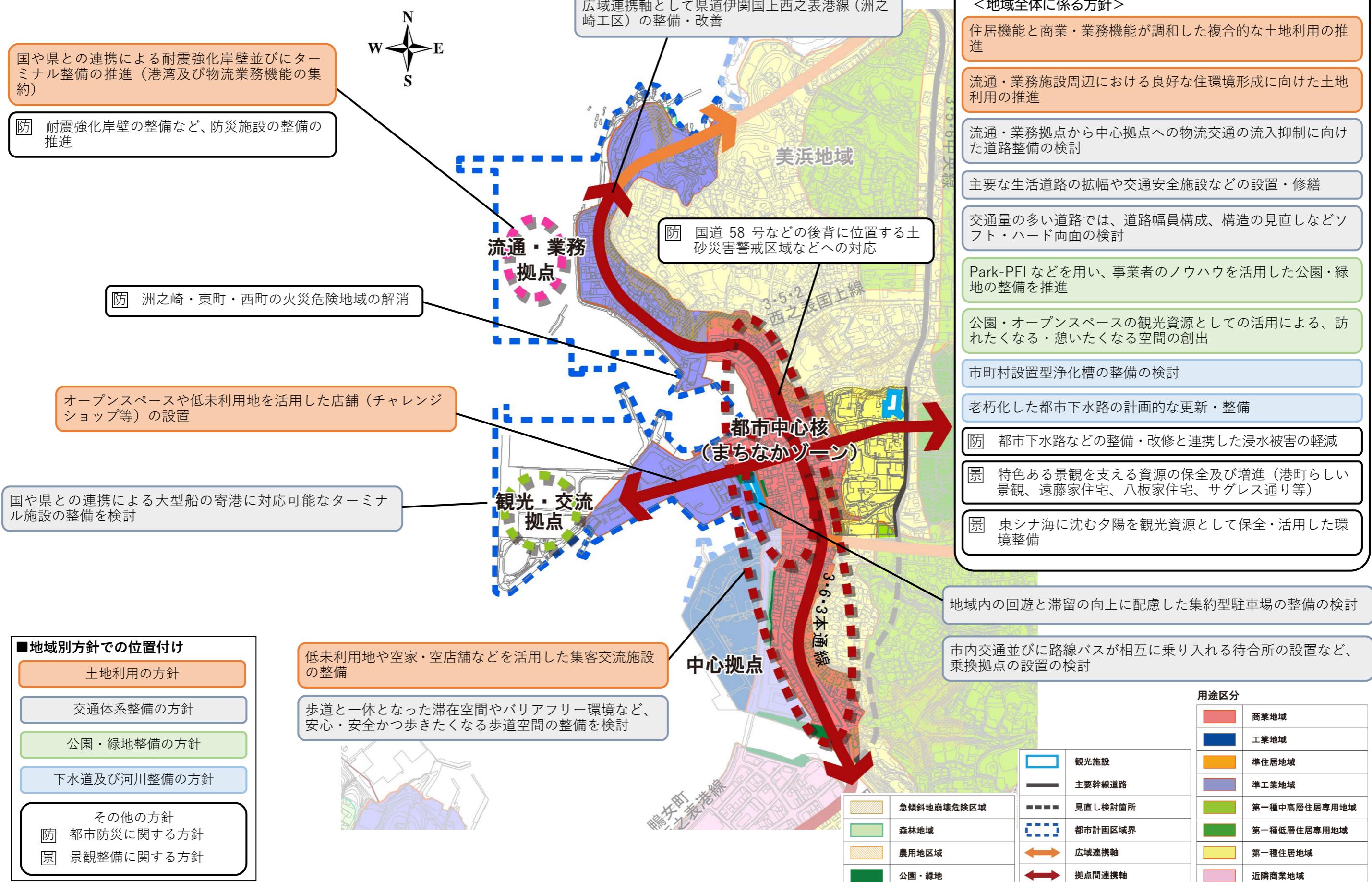


遠藤家住宅



八板家住宅を活用した飲食施設

## 地域別まちづくり方針図(中心地域)





## 2. 都市地域

### (1) 地域の現況と課題

#### ① 現況と役割

##### <地域の現況>

人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くのエリアで人口密度が 40 人/ha を下回るが、西之表国上線沿線や美浜・桜が丘団地、鴨女町では 40 人/ha 以上のエリアが分布</li> <li>地域全体で 20% を超える人口減少が予測される</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校を中心として、住・商が混在した低密度な住宅地が形成</li> <li>山林やわかさ公園などの自然的土地利用と住宅地が混在しており、自然と調和した住環境が形成</li> <li>西之表港天神地区及び雁田地域では、工場やプラントに加えて商業施設が立地しており、商業・業務及び工業地が集積・混在</li> <li>合同庁舎周辺では、商業及び業務機能が集積</li> </ul>
交通体系	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道 58 号や県道伊関国上西之表港線など、中心地域と大字地域並びに島内他自治体を結ぶ道路が通る</li> <li>3・5・6 中央線では市立図書館下交差点から天神橋の区間が未整備</li> <li>市役所、合同庁舎といった行政サービス機能や商業施設などの生活利便施設へのアクセスを可能とする公共交通網が形成</li> </ul>
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>わかさ公園では、施設の老朽化が進む他、イベント等の開催時には駐車場が不足するなど、施設の更新が必要</li> </ul>
下水道・河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲女川周辺で浸水実績があるため、氾濫対策が必要</li> <li>円滑な雨水排水処理機能の整備が必要</li> </ul>
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲女川流域では台風などの風雨災害に起因する浸水リスクを有す</li> <li>西之表南種子線などの幹線道路では、沿道に土砂災害危険区域などが指定され、土砂災害によって寸断されるリスクを有する</li> <li>鴨女町などの家屋密集地帯が火災危険地域に指定</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心地域縁辺部に旧上妻家住宅や月窓亭など歴史的・文化的資源を有する</li> <li>旧榕城中学校など、既存の公共施設ストックを有する</li> </ul>
アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 次西之表市都市計画マスター プラン*の施策である、下西、鴨女町地域での環境整備については、市民からの評価が高い</li> </ul>

##### <地域の位置付けや役割>

- 種子島合同庁舎などの広域行政施設や生活利便施設が立地し、緊急時には中心拠点の機能を補完する副中心拠点の役割を持つ地域
- 小学校を核とした市民の日常生活の中心となる地域拠点が分布する地域
- 住・商・工の適切な立地を図り、良好な住環境を形成するとともに、各種都市活動を支える地域

## ②地域の主要な課題

全体構想で示した都市づくりの目標を踏まえ、本地域の地域づくりの課題を整理します。「基本目標⑤ 協働」については、基本目標①～④の実現に向けた手法の部分であるため、課題の整理を行いません。

### 基本目標① 守り・活用する について

- 旧上妻家住宅などの歴史的・文化的資源の更なる保全と活用が必要
- 海岸沿いの自然景観の保全をはじめ、レクリエーションや賑わい機能としての活用し、地域の魅力を高めることが必要

### 基本目標② つくる・つくりかえる(再編) について

- 各拠点の特性に即した機能の集積並びに自然と調和した良好な住宅環境の維持に寄与する土地利用誘導が必要

### 基本目標③ 育てる・高める について

- 中心地域で創出された賑わいを本地域へ誘導するとともに、中心拠点・副拠点・地域拠点が都市機能の連携及び補完を図りながら都市の利便性や都市の持続可能性を高めることが必要

### 基本目標④ 安心・安全・快適 について

- 土砂災害による交通途絶や大雨による甲女川からの浸水などの災害リスク、密集住宅地における火災リスクを有しているため、災害に強い市街地の形成が必要

## (2)地域づくりの方針

### ①地域づくりの基本方針

- 本市の定住及び都市活動の中心的な場として、各拠点の特性に即した都市機能の集積並びに良好な住環境の維持に寄与する地域づくりを目指します。
- 「西之表市立地適正化計画\*」との連携を図りながら、計画的な土地利用の推進と適正な都市施設\*の整備及びマネジメント（維持管理）を進め、都市の持続可能性を高めます。
- 浸水や土砂災害をはじめ、災害リスクが各地区に分布するため、ハード・ソフトの連携による、安心して住み続けられる、災害につよい地域づくりを目指します。（共通）

### ②地域づくりの分野別方針

#### ■土地利用

##### <各拠点の方針>

- 副中心拠点では、中心拠点の機能を補完する拠点として機能を維持することを目的に、国道58号を中心に関連する商業・業務機能の立地を許容し、商業・業務地としての機能の維持を推進します。
- 榎城小学校周辺の地域拠点では、低層かつ低密度の良好な住宅地が形成されていることを踏まえ、閑静な住環境の保全を推進します。
- 旧榕城中学校は地域拠点の中心にあるため、周辺の閑静な住宅地に配慮しつつ、拠点の特性を活かした有効活用を検討します。（土地利用の検討含む）
- 下西小学校周辺の地域拠点では、地域住民の生活利便性を確保するため、日常生活に必要な商業施設やサービス機能などの立地を許容し、拠点機能の維持を図ります。
- 各拠点周辺の住宅地では、拠点特性に応じた土地利用を進め、生活利便性の高い住宅地の形成を図ります。



榎城小学校



旧榕城中学校



下西小学校

### <地域全体の方針>

- 本市の日常生活及び都市活動を支える地域として、住宅地としての土地利用を基本としつつ地域の利便性を高める都市機能の混在を許容する複合的な土地利用を図ります。
- 道路、公園などの公共施設整備が遅れている地域では、各種基盤整備の推進とともに、公共施設の整備にあわせた快適な居住環境の改善に努めます。
- 天神町の沿岸部や雁田といった港湾施設やプラントが集積したエリアでは、住宅地との分離を図り、本市の生産機能の向上に資する施設の立地誘導並びに基盤整備を図ります。

### ■交通体系整備

#### <交通結節施設の整備に関する方針>

- 市街地巡回バス、デマンド型乗合タクシー等、地域特性に応じた地域住民の日常生活を支える地域公共交通ネットワークの整備を進めます。
- 利用者が多い停留所、観光及び拠点となる施設では、周辺の商業施設や公園などを活用した待合環境の整備や情報サービス機能の強化に努めます。



路上型バス停イメージ

#### <道路整備の方針>

- 3・5・6 中央線の市立図書館下交差点から天神橋までの区間は長期にわたって未整備のため、対象区間の土地利用現況や社会環境の変化を踏まえながら、鹿児島県の長期未着手都市計画道路見直しガイドラインに基づいて見直しを進めます。
- 地域内、特に家屋密集地帯では狭隘道路も多くみられるため、危険度・優先度を勘案しながら計画的に整備し、道路環境の改善に努めます。

#### <ウォーカブルな都市づくりの方針>

- 中心地域から月窓亭などの観光資源までを結ぶ道路では、安全な歩行空間の確保や情報提供施設の整備などをとおし、中心地域で創出した賑わいの誘導を図ります。

## ■公園・緑地整備

- わかさ公園では、老朽化した施設の計画的な整備・更新を行うとともにイベント開催時に不足する駐車場の増設を検討します。
- 天神埋立緑地や鴨女町埋立緑地などの甲女川に隣接する緑地では、河川と一体となった水と緑の空間の形成に取り組みます。

## ■下水道及び河川整備

- 甲女川では、鹿児島県が進める流域治水\*プロジェクトと連携し、護岸整備や河道掘削などの洪水氾濫対策や水位計などの設置をとおし、浸水被害を軽減する施設整備を推進します。
- 下西校区の川迎地域では、都市下水路の整備を検討します。

## ■都市防災

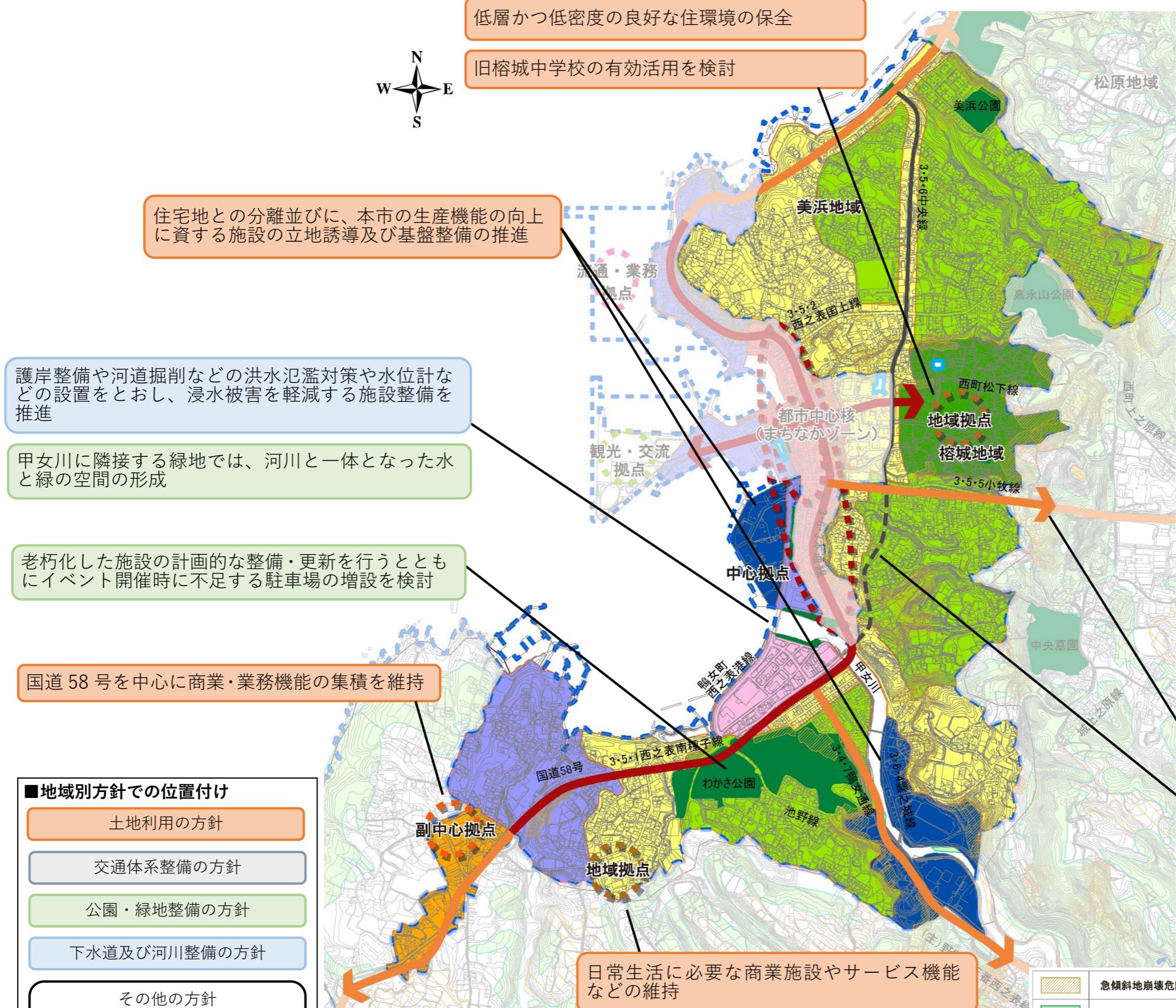
- 河川整備と連携し、甲女川周辺では市街地における排水能力の向上や橋梁の架け替え、砂防堰堤の整備などの防災施設の整備を推進します。
- 西之表南種子線などの幹線道路沿道では土砂災害特別警戒区域などが指定されているため、安全対策や土地利用の規制・誘導を行い、土砂災害による交通途絶リスクの低減を図ります。
- 土砂災害警戒区域などに隣接する又は指定される市街地の周辺においては、法面保護や砂防堰堤の設置などの安全対策を推進します。
- 鴨女町や榕城中目（新城）、野首、池田は火災危険地域として指定されていることから、狭隘道路の改善と併せて消防車両が通行可能幅員の確保を進め、火災の延焼防止に努めます。

## ■その他(景観整備等)

- 市街地を囲む台地からは、西之表港に沈む夕陽を眺めることができるため、展望点の整備などをとおした観光資源の創出に努めます。
- 美しい海と海岸線、緑地や農地など、豊かな自然が織りなす景観の保全を図ります。



## 地域別まちづくり方針図(都市地域)



## &lt;地域全体に係る方針&gt;

- 住宅地としての土地利用を基本としつつ都市機能の混在を許容した複合的な土地利用を図る
- 各種基盤整備の推進とともに、道路・公園などの整備にあわせた快適な居住環境を改善
- 地域に応じた地域住民の日常生活を支える、地域公共交通ネットワークの整備
- 利用者が多い停留所などでは、周辺の商業施設や公園などを活用した待合環境の整備
- 家屋密集地帯の狭隘道路の計画的な整備による道路環境の改善
- 安全な歩行空間の確保や情報提供施設の整備などをとおし、中心地域で創出した賑わいを誘導
- 下西校区の川迎地域では、都市下水路の整備を検討
- 防 市街地の排水能力の向上や橋梁の架け替え、砂防堰堤の整備などの防災施設の整備を推進
- 防 鴨女町・榕城中目(新城)・野首・池田の火災危険地域の解消
- 防 市街地周辺に位置する土砂災害警戒区域などへの対応
- 景 台地部では、西之表港に沈む夕陽を観光資源として保全・活用した環境を整備
- 景 豊かな自然が織りなす景観の保全
- 防 幹線道路沿道に位置する土砂災害警戒区域などへの対応
- 3・5・6中央線の未整備区間の見直しを検討

用途区分	
	商業地域
	工業地域
	準居住地域
	準工業地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種低層住居専用地域
	広域連携軸
	拠点間連携軸
	近隣商業地域



### 3. 農村地域

#### (1) 地域の現況と課題

##### ① 現況と役割

###### <地域の現況>

人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途地域*縁辺部や集落地において、20～30人/ha又はそれを下回る居住地が点在</li> <li>2040年には、地域内のほぼ全ての居住エリアで20人/ha下回る</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に農用地区域が指定され、農地と山林を主とした土地利用</li> <li>用途白地地域*では、幹線道路を軸に新築住宅の着工が進む</li> </ul>
交通体系	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道58号や県道伊関国上西之表港線など中心地域と大字地域並びに島内他自治体を結ぶ主要な道路のほか、城上之原線や古田下西線などの主要な道路ネットワークを補完する路線を有する</li> <li>路線バス等の定時定路線の公共交通は運行しておらず、デマンド型乗合タクシーが地域全域をカバー</li> </ul>
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>嘉永山公園などの都市公園が整備されるほか、山林などの自然緑地が広がる</li> <li>本市固有の特色ある自然資源並びに美しい海岸線を有する海水浴場などのレクリエーション空間を有する</li> <li>(仮称) 松原公園が長期にわたって未整備</li> </ul>
下水道・河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲女川周辺で氾濫実績があるため、氾濫対策が必要</li> </ul>
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途白地地域*では下西地域の南部で土砂災害警戒区域などが指定</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>さとうきび畑やさつまいも畑など特色ある農村景観を有する</li> </ul>
アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>榕城校区及び下西校区を除いたその他の校区では、スーパー等の日常生活に必要な施設の充実度合について不満が見られる（課題）</li> </ul>

###### <地域の位置付けや役割>

- 農村環境の維持・向上や自然環境の保全並びに森林の保全を図る地域
- 都市計画区域\*外では、小学校や地域の核となる施設周辺を中心とした「小さな拠点\*」において、地域の日常生活を支える施設の集積並びに地域コミュニティの活性化を進める

## ②地域の主要な課題

全体構想で示した都市づくりの目標を踏まえ、本地域の地域づくりの課題を整理します。ただし、本地域は、都市中心核（まちなかゾーン）に接していないことを踏まえ、まちなかの再生に関する目標である「基本目標③ 育てる・高める」について課題の整理を行いません。

また、「基本目標⑤ 協働」については、基本目標①～④の実現に向けた手法の部分であるため、課題の整理を行いません。

### 基本目標① 守り・活用する について

- さとうきび畑など、特色ある農村景観・自然景観を支える農地及び自然緑地の保全が必要
- 自然を活かしたレクリエーション機能の創出や農業などの振興による体験型觀光の創出など、地域の賑わいや活力を高めることが必要

### 基本目標② つくる・つくりかえる(再編) について

- 都市計画区域\*外の「小さな拠点\*」では、日常生活を支える施設の集積を進めるとともに、医療や福祉など必要な都市機能へのアクセスの確保が必要
- コンパクトなまちづくりの実現に向け、用途白地地域\*における開発の抑制が必要

### 基本目標④ 安心・安全・快適 について

- 河川氾濫による浸水や土砂崩れ等の災害リスクを有しているため、災害に強い地域の形成が必要
- 災害による大字地域の孤立などが発生する恐れがあるため、ハード・ソフトによる対策が必要

## (2)地域づくりの方針

### ①地域づくりの基本方針

- コンパクトなまちづくりの実現に向けて、用途地域\*周辺の無秩序な開発を抑制するとともに、豊かな自然環境を保全することで、環境にやさしいまちづくりを目指します。
- 大字地域などの生活圏における利便性を維持するため、「小さな拠点\*」への生活機能の確保並びに都市機能が集積する中心地域へのアクセス性の確保を図ります。
- ハザードの回避・低減対策の他、災害発生時の円滑な避難対策などを進めるため、ハード・ソフトの連携による、安心して住み続けられる、災害につよい地域づくりを目指します。(共通)

### ②地域づくりの分野別方針

#### ■土地利用

- 西之表市立地適正化計画\*並びに各種土地利用の法令等に基づき、無秩序な開発の抑制又は用途地域\*への開発の誘導をとおし、農地と住宅地が調和した土地利用を図ります。
- 農業基盤整備が実施された農地は生産性が高く、農地としての重要性が高いことからその保全を図ります。
- 遊休農地の発生予防、担い手への農地利用の集積・集約化に向けた農業施策の展開により、良好な農地の保全及び再生に努めます。
- 自然緑地については、農地とともに本市の農村景観を形成する資源として、各種土地利用の法令等に基づきながらその保全を図ります。
- 都市計画区域\*外の「小さな拠点\*」では、日常生活を支える施設の維持及び集積を図り、集落の生活環境の維持に努めます。

#### ■交通体系整備

- 子どもや高齢者の移動を確保するため、デマンド型乗合タクシーをはじめ地域に応じた公共交通体系の構築を図ります。
- 国道58号や西之表南種子線など市内外を結ぶ主要幹線道路へアクセスできる補助幹線道路や主要な生活道路\*の整備を検討します。
- 狹隘かつ重要度の高い道路では車両同士がすれ違い可能な道路幅の確保などの計画的な整備を行い、道路環境の改善に努めます。

## ■公園・緑地整備

---

- (仮称) 松原公園は長期にわたって未整備であり、都市計画決定時点から本市を取り巻く経済社会情勢も大きく変化していることを踏まえ、鹿児島県都市計画運用指針に基づいて今後のあり方について見直しを検討します。
- 美しい海岸線を有する海水浴場などのレクリエーション空間については、観光の振興、自然にふれる場として、自然環境の保全を図りつつ、その活用に努めます。
- 本市固有の自然資源については、関係機関と連携しながら維持・保全に努めます。



能野海水浴場

## ■下水道及び河川整備

---

- 甲女川では、鹿児島県が進める流域治水\*プロジェクトと連携した、洪水氾濫対策やハザードマップの更新など、ソフト・ハードの両面から防災・減災対策に取り組みます。
- 集落排水の適正な処理に向けて、合併処理浄化槽の設置に関して補助制度により支援し、設置促進に取り組みます。

## ■都市防災

---

- 河川整備と連携し、甲女川流域では橋梁の架け替えや砂防堰堤の整備などの防災施設の整備を推進し、大雨などによる浸水被害の軽減を図ります。
- 下西地域南部や「小さな拠点\*」周辺といった土砂災害特別警戒区域などが指定されるエリアでは、安全対策や土地利用の規制・誘導を行い、土砂災害による交通途絶のリスクの低減を図ります。

## ■その他(景観整備)

---

- 特色ある農村景観や海水浴場などの美しい水辺景観について、地域住民や関係機関と協力しながら本市の観光資源として維持・保全に努めます。

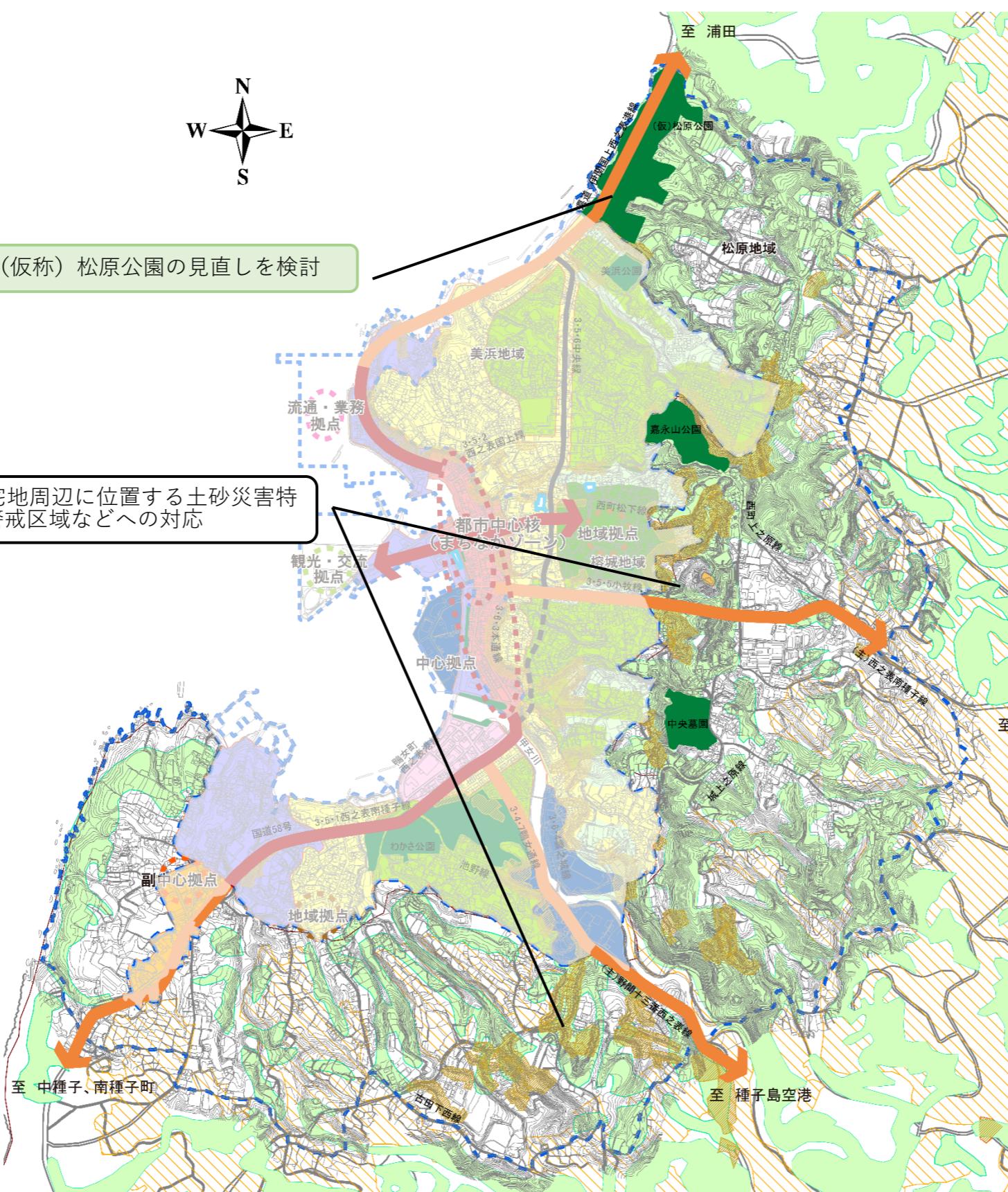
## 地域別まちづくり方針図(農村地域)

## 用途区分

■	商業地域
■	工業地域
■	準住居地域
■	準工業地域
■	第一種中高層住居専用地域
■	第一種低層住居専用地域
■	第一種住居地域
■	近隣商業地域
□	観光施設
—	主要幹線道路
- - -	見直し検討箇所
□ - -	都市計画区域界
↔	広域連携軸
↔	拠点間連携軸
▨	急傾斜地崩壊危険区域
■	森林地域
▨	農用地区域
■	公園・緑地

## ■地域別方針での位置付け

- 土地利用の方針
- 交通体系整備の方針
- 公園・緑地整備の方針
- 下水道及び河川整備の方針
- その他の方針
  - 防 都市防災に関する方針
  - 景 景観整備に関する方針



## &lt;地域全体に係る方針&gt;

- 無秩序な開発の抑制及び用途地域への開発の誘導による農地と住宅地が調和した土地利用を推進
- 生産性並びに重要性の高い農地の保全
- 遊休農地の発生予防、担い手への農地利用の集積・集約化に向けた農業施策の展開
- 各種土地利用の法令等に基づいた自然緑地の保全
- 「小さな拠点」では、日常生活を支える施設の維持及び集積を図り、集落の生活環境を維持
- 子どもや高齢者の移動確保に向け、デマンド型乗合タクシーをはじめ地域に応じた公共交通体系を構築
- 主要幹線道路へアクセスできる補助幹線道路や主要な生活道路の整備を検討
- 重要度の高い生活道路では、拡幅などの計画的な整備による狭隘部の改善
- 海水浴場などのレクリエーション空間の保全・活用
- 関係機関と連携した本市固有の自然資源の維持・保全
- 合併処理浄化槽の設置促進
- 河川整備と連携した、ソフト・ハードの両面からの防災・減災対策
- 防 河川整備と連携した浸水被害の軽減
- 景 特色ある農村景観や海水浴場などの美しい水辺景観の維持・保全



## 第4章 実現化方策編

---



## 4-1. 都市計画マスタープランの運用

本計画の「全体構想」及び「地域別構想」を基本として、都市づくり・地域づくりにおける各事業の展開を図ります。また、本計画を推進するため、他の関係機関との連携強化を進め、推進体制の充実を図ります。

### 1. 都市計画事業の推進

「土地利用」、「交通体系整備」、「公園緑地整備」をはじめ、都市計画に関わる個別計画を総合的・一体的に進めるための指針として、本計画を運用します。

- 地域地区\*（用途地域\*など）の指定や見直しなど、土地利用や建築物などの適正な規制・誘導に関する事項の決定又は変更にあたっては、本計画の方針に沿って進めます。
- 道路や交通、公園に関する分野別の計画づくりや、都市施設\*に関する都市計画の決定又は変更、整備など、具体的な施策は、本計画に沿って進めます。
- 西之表市立地適正化計画\*と連携した土地利用及び都市機能の誘導策並びに都市施設\*の計画や事業を一体的に進めることで、効率的かつ効果的な都市づくりを進めます。
- 港町や農村を有する西之表らしい景観の形成、住環境の確保、西之表港を囲む海や山の自然環境の保全、また、港町の再生など、各分野の計画との連携により、魅力的な都市の実現を目指します。

### 2. 総合的なまちづくりの推進

西之表市立地適正化計画\*と連携しつつ、本市の「土地利用」や「交通体系整備」など、都市づくりを総合的・一体的に進める指針として、本計画を運用します。

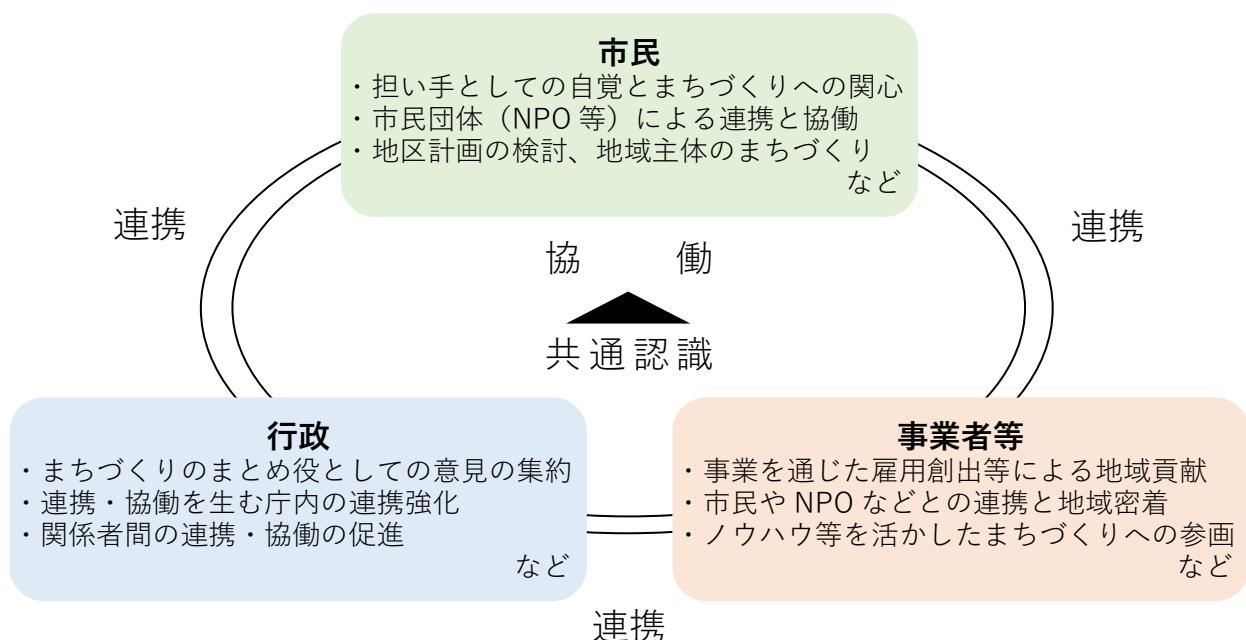
- 馬毛島における自衛隊施設の整備、西之表港洲之崎地区における耐震強化岸壁及び物流拠点の整備などにより、住宅や商業施設、業務施設などの建設の増加が想定されることから、本計画の方針を踏まえ、地域地区\*（用途地域\*など）を基本とした適正な土地利用の規制・誘導を図ります。
- 「小さな拠点\*」の生活利便性の確保に向けて、第6次西之表市長期振興計画や西之表市立地適正化計画\*と連携しつつ、大字地域を含めた全市のまちづくりを進めます。
- 地域の特性に応じた景観の形成、住環境の確保、自然環境の保全など、各分野の計画との連携により効率的かつ効果的な都市づくりを進めます。

## 4-2. 協働のまちづくりの推進

### 1. 各主体の役割

まちづくりの主役は行政ではなく、そこに暮らす市民であるという理念の下で、市民・事業者と行政のそれぞれがまちづくりにおいて何をすべきか、どんな役割を担うべきか考え、それぞれの役割を遂行することが求められます。

これを踏まえ、市民・事業者と行政に期待される役割並びに協働体制のあり方にについて示します。



## (1)市民に期待される役割

- 本市のまちづくりについて、市民と行政が共通認識を持つよう努めます。
- まちづくりの主役、担い手であることを自覚し、まちに関心を持って、積極的にまちづくりに関わるよう努めます。
- NPO\*等の市民団体は、専門性を活かし、まちづくりの活動を進めるとともに、市民や事業者などとの連携・協働に積極的に努めます。
- 地域に応じた課題への対応、良好な居住環境を維持するためのまちづくり協定\*、地区計画\*の検討など、地域主体のまちづくりに努めます。

## (2)事業者に期待される役割

- 本市のまちづくりについて、事業者と行政が共通認識を持つよう努めます。
- 事業を通じて雇用の創出や地域経済の活性化に積極的に貢献していくよう努めます。
- まちづくりの担い手の一翼を担う者としての自覚を持ち、市民やNPO\*等との連携を深め、地域と密着した関係を構築するよう努めます。
- 近年の公民連携の潮流を踏まえ、自らの人材・資金・ノウハウ等の資源を活かし、事業活動を通じてまちづくりの推進に寄与するよう努めます。

## (3)行政に期待される役割

- 公共事業の主体的な事業者であり、長期的で総合的な展望に立ったまちづくりのまとめ役であることを自覚し、市民・事業者の多様なニーズを踏まえながら、選択と集中による効率的な施策展開などに努めます。
- 連携・協働によるまちづくりを推進するため、各主体が十分に力を発揮することができる環境づくりに取り組むとともに、市役所内の連携強化に取り組みます。
- 地域の課題に適切に対応するため、関係者間の連携・協働を促すとともに、必要に応じて、国や県などの関係機関に協力を求めます。
- 連携・協働によるまちづくりに関する職員一人一人の意識向上を図ります。

## 2. 協働のまちづくりの進め方

---

まちづくりの主役である市民・事業者などが参加し、市民と行政が一体となってまちづくりを進めることができる取組を行います。

### (1)まちづくりに関する情報の発信

- 協働のまちづくりに向けては、市民や事業者などの各関係者がまちづくりに関する現状や今後の取組について知ることが重要です。
- 本計画は本市のまちづくりの方向性を示す重要な計画で、本市の現状や課題、今後の方向性について定めています。まずは、本計画を知っていただけるよう、市HPや広報紙、自治会などを通じて積極的に広報します。
- 本計画だけでなく、まちづくりの現状や各種計画、現在の取組について、継続的かつ積極的な広報を図ります。

### (2)まちづくりへの参画機会の充実

- 市民や事業者の各関係者が、地域の課題や取組について、情報発信や意見を行うなど、まちづくりに関わることが重要です。
- 地域におけるまちづくりの課題や取組について、各種まちづくりアンケートや自治会活動を通じて、まちづくりの課題の調査・ニーズの把握を行います。
- また、本市が実施するまちづくりに関する様々な事業や取組、計画については、地域の意見を反映できるよう、意向調査やパブリックコメント等を実施します。

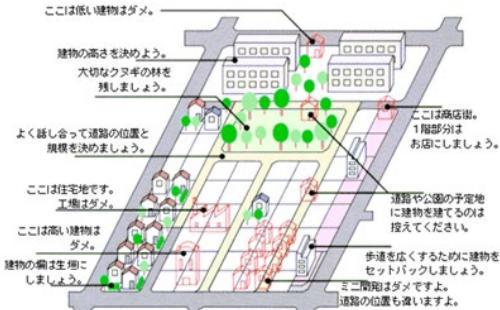
### (3)各種制度の活用

協働のまちづくりに向けては、市民や事業者の各関係者が実際にまちづくりに参加・実践することが重要です。

市民や事業者などが主体となったまちづくりの検討・実践手法として、地区計画\*といった地区まちづくりに関する手法のほか、PPP\*など公民連携による手法があります。これらの制度、手法の活用により協働のまちづくりを推進します。

#### <地区計画等>

- 比較的小規模な地区を単位として、地区の個性あるまちづくりに向けて、地区計画\*などの活用を図ります。
- 建築物の用途の制限や高さの制限、道路や公園の配置のほか、地区の良好な住環境の形成や魅力ある空間づくり・景観づくりについて、市民との協働により進めます。

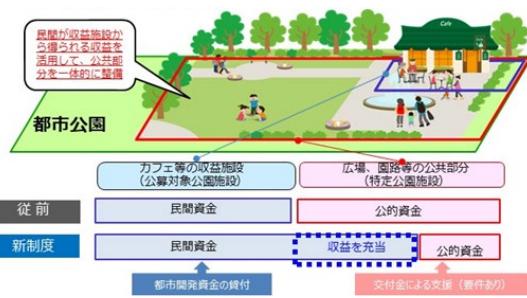


地区計画イメージ

出典:国土交通省 HP

#### <PPP/PFI、エリアマネジメント等公民連携の取組>

- 公共施設の整備や公園などの都市基盤の整備における公的負担の抑制を図るとともに、質の高いストックの形成に向け、民間資金活用調査事業を行い PPP\*/PFI\*の活用などを目指します。
- ウォーカブル\*なまちづくりの推進をはじめ、地域の賑わいや魅力ある都市空間の形成、良好な住環境を備えた市街地の形成など、まちの価値を維持・向上させるための市民や事業者による主体的な取組であるエリアマネジメント等へ取り組むことを目指します。



Park-PFIイメージ

出典:国土交通省 HP

<その他地域による維持管理など>

- 市民による身近な道路や公園の維持管理の推進に向け、地域清掃活動や道守活動などの地域が主体となった取組を支援します。
- 賑わい創出やコミュニティの維持・創出に向けたイベントの開催など地域と行政が協働した取組を推進します。
- これらの取組については、自治会をはじめとする地域団体との連携が重要となります。地域団体と密に連携を図りながら、お互いが共通の目的意識をもって取り組める体制づくりを推進します。

## 4-3. 計画の推進体制

本計画に示すまちづくりを効率的かつ効果的に進めていくため、それぞれの計画や施策の段階において、連携を確保しながら計画を推進します。

### 1. 国・県・島内他自治体及び関係機関との連携強化

- 国、県が主体となって進める関連事業や計画との連携を図り、総合的なまちづくりを推進します。  
例) 西之表港洲之崎地区における耐震強化岸壁並びに埠頭の整備
- 本市は、種子島の海の玄関口である西之表港が位置する交通結節拠点であること等を踏まえ、島内他自治体と連携した地域づくりを推進します。  
例) 種子島地域公共交通計画の実現に向けた島内他自治体との連携
- 本計画に位置付ける施策の推進においては、都市計画分野だけでなく、農政、経済観光など、様々な分野における関係機関と調整を図りながらまちづくりを推進します。

### 2. 庁内推進体制の構築と人材育成

- 本計画が都市計画の総合的な指針として機能するために、横断的な組織づくりを進めます。
- 研修や地域でのまちづくり活動をとおして市職員の専門性を高めるなど、人材育成に努めます。

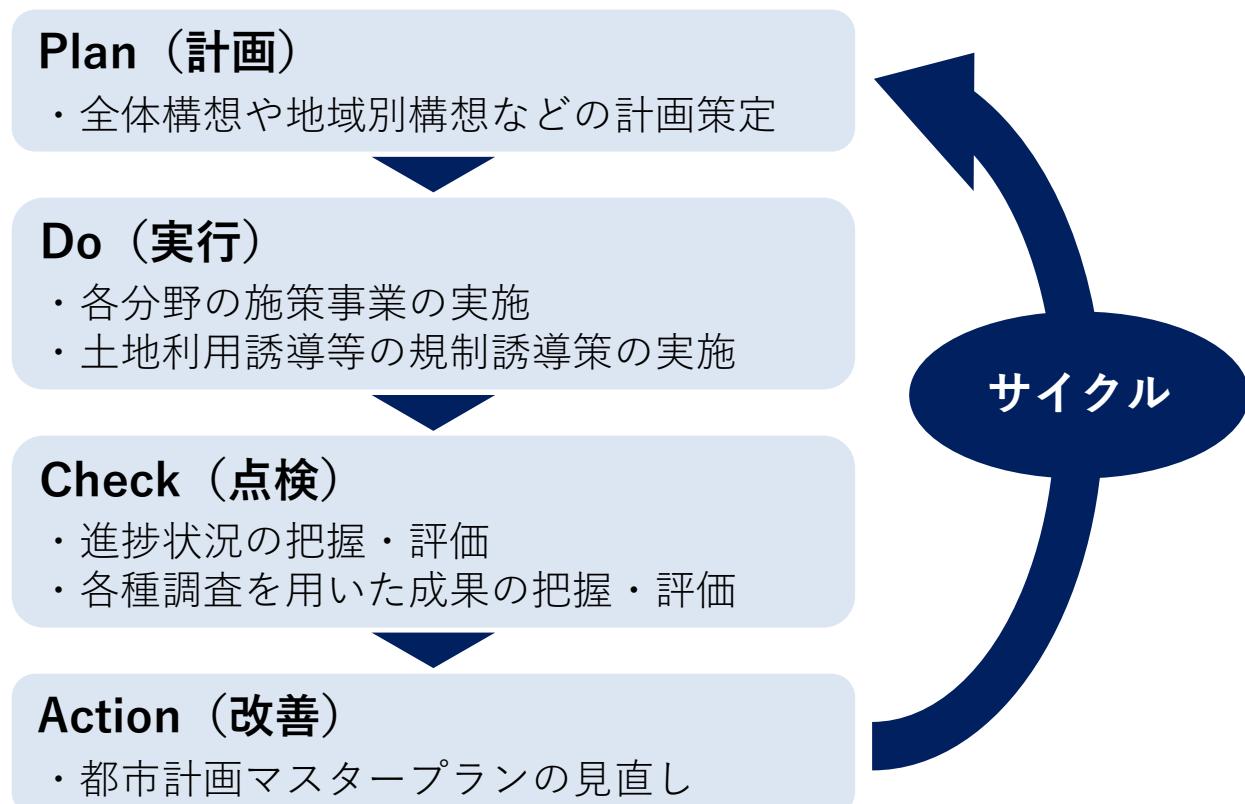
### 3. 計画の進行管理

都市計画マスタープラン\*は、本市が目指す「将来像」を設定し、方向性を定める計画です。一方、その実現には時間要することから、実施過程については適正な管理・確認・評価が必要となります。

そのため、計画づくり（Plan）からはじまり、実行（Do）、点検（Check）、改善（Action）という継続的な計画の見直しサイクルを実行します。

上記のP D C A サイクルの実行に向けては、国勢調査や都市計画基礎調査をはじめとする各種統計調査、行政内の課題や大規模プロジェクトの推進を踏まえてまちづくりの状況を評価します。

本市の基本的な施策や社会情勢に変化があった場合は、速やかに本計画の見直しを行います。



## 用語解説

あ行	
ウォーカブル	街路空間を車中心から”人中心”の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組・考え方。
SDGs ( Sustainable Development Goals)	2015年(平成27年)9月の国連サミットにおいて採択された2030年(令和12年)を期限とする、先進国を含めた国際社会全体の開発目標であり、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っているもの。
NPO	Non Profit Organization の略。様々な社会貢献活動(事業も含む)を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的とする団体の総称。
か行	
居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路。
コンパクト・プラス・ネットワーク	生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口を集積した中心拠点や生活拠点が、まちづくりと連携した公共交通で結ぶこと。
交通結節機能	旅客船とバスなどの乗り換えが行われるターミナルのように、複数の交通手段を結ぶ働き。
さ行	
Society 5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会。
生活道路	市民の日常生活のために利用される市町村道レベルの道路。

た行	
長寿命化計画	建物等の損傷が顕在化する前に予防的に対策を行う予防保全型の施設管理において、施設の使用期間を延伸させる点検・維持管理・修繕等の取組をいう。
小さな拠点	小学校区など、複数の集落が散在する地域（集落生活圏）において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を集約・確保し、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていく、集落地域の再生を目指す取組。
地域地区	都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現するもの。
地区計画	それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要なことから市町村が定める地区レベルの都市計画。具体的には建物の用途、高さ、色などの制限や、地区道路、公園などの配置についてきめ細かく定め、景観にすぐれた良いまちづくりを進める手法。
都市計画マスター プラン	都市計画法第18条の2に基づき定める、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。 市民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに市民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定める計画。
都市計画区域	都市計画法に基づき、市又は人口、就業者数など一定の要件を満たす町村において、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的として県が指定する区域。
都市計画区域マス タープラン	都市計画区域マスタープランは、都市計画区域の人口や産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大まかな道筋を明らかにするもので、都市計画区域ごとに、①都市計画の目標、②区域区分（線引き）の要否及び区域区分を行う場合はその方針、③その他主要な都市計画（土地利用、都市施設及び市街地開発事業）に関する決定の方針を定める。
都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

都市施設	都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で都市計画に定めることができるもの。
都市公園リノベーション協定制度	2020年（令和2年）の都市再生特別措置法改正により新たに設けられた制度。都市再生整備計画に定める滞在快適性向上区域内の都市公園が、交流・滞在拠点として重要な役割を果たすよう、当該都市公園のリノベーションを促進する「公園施設設置管理協定制度」のこと。
は行	
バリアフリー	「障害・障壁のない」という意味。日常生活や社会生活における物理的、心理的な障害や情報に関する障壁を取り除いていくこと。
Park-PFI	2017年（平成29年）の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。
PFI	Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用するもの。
PPP	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、維持管理等の効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
ま行	
まちづくり協定	自主的なまちづくりを進めるため、まちづくり推進団体と市町村が締結する任意の協定であり、自治体が定める条例等により協定の効力が発生する。
MaaS	MaaS（：Mobility as a Service）とは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。

や行	
ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。
用途地域	都市機能の維持増進や住環境の保全等を目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限を行うもので、住宅系、商業系、工業系など13種類に区分し定めるもの。
用途白地地域	非線引き用途白地地域の略。都市計画区域のうち、区域区分が適用されていない区域を「非線引き都市計画区域」と呼び、非線引き都市計画区域のうち、用途地域が定められていない地域を「非線引き用途白地地域」と呼ぶ。
ら行	
ライフサイクルコスト	建築系施設やインフラ施設など構造物の企画設計、建設、運用管理、解体再利用の各段階で発生するコストの総計。
立地適正化計画	居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置付けられる市町村マスタープランの高度化版。
流域治水	気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。